

第百八十九回
国会

参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会会議録第十九号

平成二十七年九月十一日(金曜日)

午後一時一分開会

委員の異動

九月九日

辞任

高野光二郎君
主演 了君

補欠選任

山下 雄平君
山本 太郎君

九月十日

辞任

石井 正弘君
藤末 健三君
真山 勇一君
福島みずほ君
山本 太郎君

補欠選任

阿達 雅志君
那谷屋正義君
藤巻 健史君
吉田 忠智君
主演 了君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

鴻池 祥肇君

石井 準一君

佐藤 正久君

塚田 一郎君

馬場 成志君

堀井 巖君

北澤 俊美君

福山 哲郎君

荒木 清寛君

清水 貴之君

委員

阿達 雅志君

愛知 治郎君

石田 昌宏君

猪口 邦子君

北村 経夫君

上月 良祐君

委員以外の議員

議長

議員

国務大臣

内閣総理大臣

外務大臣

高橋 克法君

豊田 俊郎君

三木 亨君

三宅 伸吾君

森 まさこ君

山下 雄平君

山本 一太君

山本 順三君

小川 勝也君

小川 敏夫君

大塚 耕平君

大野 元裕君

小西 洋之君

那谷屋正義君

白 眞敷君

広田 一君

蓮 舫君

谷合 正明君

平木 大作君

矢倉 克夫君

藤巻 健史君

井上 哲士君

仁比 聡平君

山田 太郎君

和田 政宗君

中西 健治君

吉田 忠智君

主演 了君

荒井 広幸君

小野 次郎君

柴田 巧君

安倍 晋三君

岸田 文雄君

防衛大臣

国務大臣

政府特別補佐人

内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣府政策統括官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務省国際法局長

防衛省防衛政策局長

中谷 元君

横畠 裕介君

藤田 昌三君

宇佐美正行君

前田 哲君

土本 英樹君

植道 明宏君

加藤 久喜君

鈴木 哲君

豊田 欣吾君

秋葉 剛男君

黒江 哲郎君

本日の会議に付した案件
○委員派遣承認要求に関する件
○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)
○在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の

一部を改正する法律案(小野次郎君外一名発議)
○合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外一名発議)
○国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案(小野次郎君外一名発議)
○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(小野次郎君外一名発議)

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)
○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)

○委員長(鴻池祥肇君) ただいまから我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、高野光二郎君、藤末健三君、石井正弘君、福島みずほ君及び真山勇一君が委員を辞任され、その補欠として山下雄平君、那谷屋正義君、阿達雅志君、吉田忠智君及び藤巻健史君が選任されました。

○委員長(鴻池祥肇君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。
既に趣旨説明を聴取しておりますが我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案外八案につき、来る九月十六日に現地において意見を聴取するため、神奈川県に委員派遣を行うこととし、派遣委員等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鴻池祥肇君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起こしてください。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するため自衛隊法等の一部を改正する法律案、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案、武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案、在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案、合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案、国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案、以上九案を一括して議題といたします。

本日は、自衛隊の後方支援活動及び安全保障法制等についての集中審議を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山本一太君 平和と安全法制の質問に入る前に、関東、東北地方を襲った記録的な大雨によって各地に甚大な被害が発生している、この問題を取り上げたいと思います。

停電やまだ断水が続いている地域もありますし、安否不明の方々もおられます。被害を受けられた皆さんに心からお見舞いの気持ちを申し上げます。

総理、この五十年に一度と言われる災害に対する政府のこれまでの対応、それから今後の対応方

針について御説明をいただけないでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まず、この度の災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に対し心よりお見舞いを申し上げます。

台風十八号に伴う豪雨は、地域においてこれまで経験したことのない異常な事態であり、茨城県や栃木県、そして本日には宮城県など、被災地域において河川の決壊により住宅地が広範に浸水する中、多くの住民が取り残され、また土砂災害等により死傷者が出るなど、甚大な被害が生じています。

政府としては、警察、消防、自衛隊、海上保安庁など最大限の勢力を動員し、救助活動に全力を尽くしているところであります。先ほども、関係閣僚を集め、関係機関が一体となって救助、避難措置などの災害応急対策に万全を期すことを徹底したところであります。

また、被災自治体とも連携して、必要な物資の確保や医療行為の提供、さらには住環境の確保など、被災者の支援策に関係機関が一体となって取り組んでいく考えでございます。

○山本一太君 この平和と安全法制の参議院の審議も極めて大事ですが、この災害に対する対応についても、政府におきましては全力を挙げて、今総理がおっしゃったように、万全の措置を講じていっていただきたいというふうに思います。

さて、総理、平和と安全法制は、一言で言うと、日本を取り巻く安全保障環境が非常に厳しくなっている、この環境の下で、日本の平和と安全を守り、日本国民の命を守る、そのための方策だと思いますが、実は、自然災害という分野におきましても脅威のレベルが一段上がっていると、こう言わざるを得ないと思うんですね。昨今のやはり、豪雨はもちろんなんですけれども、豪雪、それから地震とか、あるいは台風の頻度、火山活動の活発化、更に言うと、様々ありますけれども、台風の発生等々、やはり自然災害の強度が一段次元が上上がったと、こう言わざるを得ないと思

うんですね。

こういう新しい事態に対して、政府の防災の能力あるいは災害対処の能力を上げていくということとは私は急務だというふうに思っておりますが、一つ総理に御提案申し上げたいことがあります。

それは、山谷防災担当大臣、その任に当たって十分に責務を果たしておられると思いますけれども、例えば山谷大臣は、拉致問題という非常に大事な問題を担当されている、さらには警察行政も管轄をしなければならぬ。こういう忙しい防災担当大臣を助けて、連携をしながら、二十四時間災害対策を考える、省庁の間の調整をやり、東京と地方を飛び回って調整をしていく、例えば災害担当の総理秘書官とか、首相補佐官ですね、こういうものを私は新設するべきだというふうな以前から申し上げているんですけれども、これについての総理の考えをお聞きしたいと思

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 様々な災害から国民の生命そして財産を守り抜いていくためには、常に最新の科学的知見を取り入れつつ的確な体制整備を行うとともに、あわせて、情報伝達や防災訓練などの対策を適切に組み合わせることが重要だと考えています。場所を問わず様々な自然災害が発生しやすい我が国において大切なことは、発生した災害から得られた貴重な教訓を踏まえ、体制整備を含む総合的な防災対策を不断に見直していくことであると思います。

御提案いただいた意見も参考にしながら、今後とも、私が国のリーダーとして先頭に立ち、政府一丸となって大規模災害、大規模自然災害への対策に万全を期していく考えでございます。

○山本一太君 総理から御提案も参考にしながらという一言をいただきまして、ありがとうございます。防災対策、政府の防災能力の向上というのは、是非長期的な視野からしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

さて、総理、この平和と安全法制の議論というのは、憲法との関係、それから国際法との関係、

今ある安全保障政策との関係、大きく言うとこの三つの観点からいろいろと議論をされてまいりました。特に、個別的自衛権、集団的自衛権の定義の問題、あるいは集団安全保障の議論の根拠になっているのは、もう間違いなく国連憲章だと思

うんですね。
国連は、今や百九十か国を超える加盟国を持つ組織になっていきますけれども、その国連のトップである潘基文国連事務総長が、九月三日、北京で開催された抗日勝利七十周年記念の記念行事に参加をされた、軍事パレードにまで出席をされたということなんです。

私、ニューヨークの国連機関に三年ほど勤めた経験がありますけれども、これは、やはり中立を旨とすべき国連の事務総長としては、申し訳ありませんが、極めて私には不適切な行動だというふうに思っております。特に、今回は、事務総長が発する前に日本政府は懸念を表明しておりました。そして、西側の主要国もほとんど出席を見合

わせている中で事務総長が行かれた。
これについて総理がどうお考えになっているのか、これ、率直な感想をお聞きしたいと思

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 百九十か国以上の国が加盟する国連は中立であるべきであると考えます。国連事務総長は、いたずらに特定の過去に焦点を当てるのではなく、自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値に基づく国際社会の融和と発展を推進する立場から、未来志向の姿勢を取るよう加盟国に対して促していくべきだと考えています。かかる観点から、潘基文国連事務総長が今回の中国主催式典に出席をし、軍事パレードを参観したことは極めて残念であります。

このような我が国の立場については既に潘事務総長本人を含む国連事務局ハイレベルに対して申し入れてきており、今後とも、国連が特定の立場や主張に偏ることがないように、しかるべく働きかけを行っていく考えでございます。

○山本一太君 総理、日本政府として潘基文事務

総長に懸念を表明したということなんですが、調べてみたら、ニューヨークに大島衆議院議長がたまたま公務で来ていて、潘基文事務総長と会談の予定があったと。国連代表部も一生懸命やっているとは思いますが、そこに吉川国連代表部の大使が同席をして日本側の考えを伝えたということなんですが、この一回だけだったんです。あとは、国連代表部の次席大使から政務の局長に話をしたということなんですけれども、これはインパクトが弱いと。

これは、もうこれ以上言いませんが、これからの日本の国連外交にも関することなので、総理、こは、今回はもう少し強い形で、是非政府として潘基文事務総長に抗議をする、こういうことを考えていただければというふうに思います。

次の質問に行きたいと思いますが、この参議院での平和安全法制の審議ですけれども、もう今日で大体八十時間を超えていると思いますが、様々な観点からの議論が行われています。合憲性のもちろん問題もありますし、集団的自衛権と個別的自衛権の関係もありますし、存立危機事態と重要影響事態の定義もありましたし、あるいは武器等防護と集団的自衛権の行使の違いというような議論もありましたし、更に言うと、自衛隊員のリスクの話、自衛隊員の安全、保護をする規定、義務の話、こういう問題もありました。

どれも大切な論点だと思いますけれども、あと十四分しかありませんので、こは日本の抑止力を高めるための日米同盟強化の必要性に絞って、総理に何点か質問をさせていただきたいというふうに思っております。

総理、平和安全法制の目的は、日本を取り巻く安全保障環境はますます厳しくなっている、そういう新しい情勢に対応して、切れ目のない、あらゆる事態に切れ目のない対応ができる、そういう抑止力を構築することだということだと思っております。脅威が簡単に国境を越えてもうあつという間に世界に広がってしまう、こういう状況においてはどの国も一国では自国の安全を確保する

ことはできない、こういう状況にあるのは当然なんですけれども、特に日本の安全保障においては、日本の防衛においては日米同盟が不可欠であると、当然の事実ですけれども、これを改めて国民の皆さんに理解をしていただく必要があるというふうに思っています。

そこで、まずお聞きしたいと思うんですけれども、日本が万が一アメリカを一切頼らずに単独で独自の防衛力を整備しようとしたときに、大体どのぐらいの防衛費が掛かるのか、それについて総理のお考えをお聞きたいと思っています。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 我が国は、民主主義などの基本的価値を共有する米国との間で同盟関係を継続をし、その抑止力と我が国自らの防衛力により隙のない体制を構築をして、我が国の安全を確保することを防衛の基本としております。

今日の安全保障環境の下では、もはやどの国も一国のみで自国の安全を守ることではできないと考えています。このため、我が国としては、いわゆる自主防衛の体制を保持することは検討はしております。

必要となる防衛関係費をお答えすることは、ですから困難ではございますが、一般論として申し上げれば、自主防衛体制を目指し、米国が有するような装備品などを全て我が国自身で整備していくとなれば、これは所要の防衛関係費は著しく増大していくことになるというの間違いなく、こう考えております。

○山本一太君 ありがとうございます。政府の方からなかなかそういうデータを示すというのは難しいと思います。

パネル一を御覧ください。(資料提示) これは有識者の方が時々使う数字なんですけれども、防衛大学の安全保障学研究会の分析なんです。自主防衛と日米同盟とのコストの比較というところで、この分析によると、自主防衛をした場合には、日米同盟を選んだ場合よりも十倍以上コストが掛かるということになっています。そして、もちろんこの同じ研究会の分析ですけれども、

も、日米同盟を維持するためにはホスト・ネーション・サポートを含めて大体一年間に一兆八千億円ぐらいのお金がかかる、ただ、これを自主防衛に切り替えた場合には二十二兆から二十三兆円ぐらいのコストが掛かると、こういう数字を試算をしています。

私も、本当に日本が単独で防衛をするということになればこのぐらいのお金は掛かるというふうに思います。そして、これは一年で終わるわけではなくて、二十二兆円、二十三兆円のレベルを場合によっては五年、十年続けるということなので、これだけのコストをまず負担する国民のコンセンサスが得られるとはとても思えませんし、これはもう財政状況からいってもほぼ不可能だと思います。ということはどうかということ、

シンプルに言って、日本の安全保障というのは日米同盟がなければ成り立たないと、こういうことだと思っております。

もう一つ、日米安全保障条約、つまり日米安保体制が日本の防衛について不可欠だということを示す例として分かりやすいのが、この委員会の議論でも何度も出てきた有事の際の策源地攻撃能力、敵地攻撃能力の例だというふうに思っています。

総理、私、前回の質問で、例の朝鮮半島の軍事境界線の近くで起きた南北の軍事的緊張、この事件について質問させていただきました。そこで、この事件は、朝鮮半島有事が机上の空論ではないと、実際の可能性としてあり得るんだということを図らずも示したということを示上げました。

そして、総理の表現を借りれば金正恩政権の予見可能性というのが非常に低くなっているということ、金正恩政権の下ではあのような事例が何度も起こり得るということを示上げました。

仮に朝鮮半島有事が起こったとします。北朝鮮は、日本を射程に収めた三百基と言われているノドンミサイルを持っていると、そのノドンミサイルが日本を攻撃しようとしている、明らかに日本を狙って発射しようとしている、明らかにこの

兆候があれば、これは日本の憲法は敵地攻撃を否定していないと、これは憲法上は敵地攻撃もできるという議論になっていることはこの委員会でも何度もいろいろと話題になったことだと思います。

そこで、お聞きしたいと思っておりますけれども、例えば朝鮮半島有事になって、ミサイルがこっちを向いて飛びそうになっている、あるいは発射された後でも、その敵の基地をたたかないと日本に対する甚大なダメージが回避できないと、そういう場合は起こり得ると思うんですけれども、自衛隊は、憲法上は可能ということですが、実際、敵基地を攻撃する能力があるのかどうか、そのことを総理にお伺いしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三) 装備だけからお答えをいたしますと、自衛隊は従来から、いわゆる策源地攻撃を目的とした装備体系を保有しております。また保有する具体的な計画も有しております。このため、自衛隊の能力上、策源地攻撃を行うことは極めて困難でございます。

○山本一太君 二番目のパネルをお見せしたいと思っております。

今から十年近く前に、私、自民党の外交部会長をやっていた時代に、日本が敵地攻撃能力というものを持たして持てるものなのか、持てるとしたら、どのくらい時間が掛かって、どのくらいの予算が掛かるかということを分析したことがあります。それから十年近くたって、相当安全保障環境も変わりましたし、自衛隊の装備とか置かれている状況も変わったわけなんですけれども、改めて敵地攻撃能力に必要な装備というものを整理してみました。

ここで言う弾道ミサイル、これは自衛隊は持っておりませんし、保有する予定もありません。それから、二番目の巡航ミサイル、これは、短距離のミサイルは持っていますけれども、敵地攻撃能力はありません。そして、この三番目の航空機による攻撃、これは一見可能なようなんですけれども、敵の基地を攻撃するときには、相手の基地が

どこにあるのか、この位置について正確な情報を把握しなければならない。これはアメリカの情報収集衛星の協力がなければできないと思います。さらに、例えば航空機が基地に近づくためには、相手の防空網をかいくぐっていかなければいけません。日本の自衛隊にはなかなかそういう能力も装備もないと思います。更に言えば、例えば航空機からミサイルを発射して基地を破壊するというときに、その爆弾とかミサイルが命中するように誘導するレーダーの能力というものは自衛隊は十分に持っているということですね。

何が言いたいかというと、自衛隊には敵地攻撃能力がないということですね。有事の場合、万が一、相手の基地をたたけるかどうか日本の存亡に関わる、そういう事態になったとしても、自衛隊は自分でその基地を攻撃には行けない、これは日米安保体制の下で米軍にやつてもらわないと、このことを私たちはしっかりと認識しておく必要があると思います。

そこで、総理にお伺いしたいと思います。平和安全法制を通じて日米関係を強化すると総理はいつも、何度も答弁でおっしゃっていますが、日米同盟が一〇〇％機能する、このことを内外に示すことが日本の抑止力を高め、日本を攻撃しようとしている国の意図をくじくことになるというお話ですけれども、今の点も踏まえて、日米協力、日米同盟強化の必要性について御説明をいただければと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今日、の安全保障環境に鑑みれば、米国のみで自国の安全を確保することは困難な状況にある中において、我が国が一国のみでその安全を確保することは極めて、極めて極めて困難であります。

我が国は、日本憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、適切な防衛力を整備するとともに、打撃力を含む強大な軍事力を有する米国の安全保障体制を堅持してきたわけであり、安全として、今後とも、我が国としては、自らの適切な

防衛力の保持と併せ、打撃力を含む米国の抑止力により隙のない体制を構築をし、我が国の平和と安全を確保することが不可欠であると、このように考えております。

今回の法案をこれは成立をさせ整備をしていくことによつて、間違いなくこれはお互いにもっとしっかりと守り合っていくことになるわけでござい、同僚というものは常に相手の気持ちになることが必要だろうと、こう思うわけであり、その観点からもしつかりとときずなは強化され、逆に、日本を攻めようという側から見れば隙がないということになるわけでありまして、抑止力により効果を発揮し、結果としてより平和、安定を確保することができると、このように確信をしております。

○山本一太君 今総理がおっしゃったように、日米安全保障、日本の安全保障政策の根幹はまさに日米同盟でございます。日米安保条約においては、アメリカは日本を防衛する義務がある、しかしながら、日本はアメリカを守る義務はありません。だからといって片務条約だと言つてもいい、その代わり日本は、自国の平和と安全を守るため、極東の平和と安全を維持するために、アメリカに対して基地、区域・施設を提供しているということによってバランスが取れているんだと思うんですね。

しかし、これもよく総理が答弁でおっしゃるように、だからといってアメリカに日本の防衛を全て委ねるということではできないんだと思うんですね。そこは、やはり不断の信頼関係を維持していく、そういう気持ちが必要であつて、日本が自国の防衛のために最大限の努力をする、こういうことがあつて初めて安全保障におけるアメリカとの信頼関係を私は維持できるんだと思います。ですから、自主防衛の努力は常に必要だし、あるいは、平和と安全を守っていくために日米安保体制を強化していく、もう一回言いますが、不断の努力というものも求められるということだということふうに思っています。

これも総理が何度もこの審議の中で答弁をされているように、日本が今回の法制によつて戦争に巻き込まれることはないということなんだと思うんですね。我々は、この新三要件に基づいて判断をしていく、ほかにもいろいろ歯止めはありますけれども、憲法の決められた範囲の中でももちろん行動していくと。日本のできる貢献をこの日米同盟の中でやっていくということなんです、しかしながら、同時にアメリカ側の視点というものをきつちりと見ていかなければいけない。やはり、お互いが努力することによつて日米安全保障体制というものが維持をされ、その中でしか日本を守れない、このことは、是非とも改めてテレビを見ている視聴者の方々に御理解をいただきたいと思っています。

時間が少なくなつてきたんですけど、最後のパネル、お見せしたいと思ひます。

このパネル、今、平和安全法制を整備しなければいけない最大の理由の一つは、やはりこの地域の軍事バランスが大きく変わつたつとあるということだと思ひます。これ、防衛省の資料なんですけれども、中国が過去三十八年か何かで、二十七年ですか、防衛費を四十倍ぐらいにしていると思ひますが、このペースで中国の国防費が増えていくということは分かりませんけれども、例えば英国を本拠とするシンクタンクIISSは、二〇二五年にももしかしたら米国とそれから中国の防衛費が逆転するかもしれないと、こういう可能性を示唆している。

そうなるからではなかなか抑止力を整備するといつてもこれは遅過ぎるんだということ、こういう現状を踏まえた上でこの平和安全法制の議論を進めていかなければいけない。そして、国民の皆さんへの説明努力を最後まで尽くした上で国会でしっかりと成立をさせていくと、こういうことだと思ひます。

ほかにもいろいろありますが、一分前で、時間というものですから、ちよつと早めに、これで終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(鴻池祥肇君) この際、委員長から一言申し上げます。

去る八月二十五日の本委員会での福山哲郎君による自衛隊の安全確保に関する質疑につきまして、私の判断により、委員長預かりとさせていただきます。

この件に関しまして内閣総理大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安倍内閣総理大臣。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 八月二十五日の本委員会において、福山委員から自衛隊の安全確保について御質問がありました。

政府は、平和安全法制の国会審議において、自衛隊員の安全確保のために必要な措置を法案の中で盛り込んだ旨を答弁してきておりますが、自衛隊員の安全確保は円滑な活動を行う上でも極めて重要な事項であるとともに、国民の関心も大変高い問題であるため、改めて私から政府の考えを御説明したいと思ひます。

いわゆる北側三原則に言う隊員の安全確保のための必要な措置を定めるとの考え方は各法案に盛り込まれていますが、具体的な条文は各法律の性格によつて異なります。

米軍等行動関連措置法においては、武力の行使が可能な状況における物品及び役務の提供等の行動関連措置を定めているところ、同法においては、国際平和と支援法等にあるような安全配慮義務規定、実施区域に関する規定、一時休止、中断に関する規定は設けられていません。

一方、米軍等行動関連措置法に言う物品及び役務の提供はいわゆる後方支援であり、その性質上、どのような場合であっても安全を確保した上で実施することは当然であります。八月四日の中谷大臣の答弁はこの趣旨を述べたものであります。

また、物品及び役務の提供を中心とする行動関連措置について、米軍等行動関連措置法第四条が、「武力攻撃及び存立危機武力攻撃を排除する

目的の範囲内において、事態に適切合理的に必要なと判断される限度を超えるものであってはならない」と規定し、その目的及び限度を定めていることは、その目的及び限度に応じて隊員の安全確保についても配慮した上で必要な支援を行う趣旨を含むものであります。

以上のような形で、米軍等行動関連措置法においても隊員の安全確保について一定の配慮を行っています。

米軍等行動関連措置法に基づく後方支援の実施に当たっては、任務の遂行に際して必要な安全確保措置についても十分考慮することは当然であり、その具体的な内容については、その支援の態様に応じて米軍等行動関連措置法第十三条に規定する行動関連措置に関する指針において担保する考えであります。

自衛隊員は、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託に応えると言誓し、任務を行うこととなりますが、そのような中においても、自衛隊員の安全確保は極めて重要であることは論をまたないわけであります。

本委員会においても、自衛隊員の安全確保について福山委員を含め様々な議論がありました。政府としては、こうした御議論も踏まえ、今後とも自衛隊が活動する際の隊員の安全確保に最大限努めていく所存であります。

○委員長(鴻池祥肇君) それでは、順次御発言願います。

○福山哲郎君 福山です。よろしくお願いいたします。

まず、台風十八号の大雨等に伴って、関東、東北地方を中心に被害が拡大しています。昨日の茨城県に続き、宮城県内でも堤防決壊により大勢の方が孤立状態になっていたり、行方不明になられています。その他の地域も含め、今現在もこの時点で、自衛隊や警察、海上保安庁、自治体等々で懸命な救援、避難誘導、行方不明者の捜索が行われています。心から敬意を表するとともに、被災

された方々に心からお見舞い申し上げ、亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げる次第でございます。

政府におかれましては、国会審議を無理してやられて被災地の救済が遅れることのないように、一丸の取組を求めます。我々も政府の足を引っ張らないようにしたいと思います。

昨日も、本日の委員会の開催は、災害のことなので見合わせても構わないと与党理事に何回か確認をさせていただきました。予定どおりということなので、審議に臨ませていただきました。災害については与野党関係ありません。是非、総理も防衛大臣も、自衛官がもう現地に行かれておりますので、大変御苦労されていると思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。本題に入ります。

先ほど、総理から自衛隊の安全確保について御説明をいただきました。鴻池委員長の委員長預かりという大変な御英断をいただいた後の総理の御説明なので、本来は納得しなければいけないのかもしれませんが、全く納得いきません。

国民の皆さんに簡単に前回の問題について御報告します。パネルを御覧ください。(資料提示)

総理は、ずっと国会で、後方支援活動における自衛隊の安全確保については、危険を回避して活動の安全を確保することは当然と、部隊の安全が確保でき得ないような場所では活動を行うことはなく、一時休止又は中断するなどして安全を確保すると言って、ずっと後方支援についてはこうやって説明をされてこられました。

そして、次のパネルを見てください。

公明党の北側三原則にある自衛隊の安全確保については、自衛隊の安全確保についての措置を定めること、措置を定めることです。「政府としては、全面的に受け入れまして、三原則を法律上の要件として明確に定め、全ての法案にこの原則を貫徹することができた」、「全ての方針が法案の中に忠実に、かつ明確に盛り込まれた」と、衆議院の本会議以降、ずっとおっしゃってこられました。

このことに関して、私は、存立危機事態での後方支援については、実は総理が大見えを切られている安全確保措置が全く入っていないということ、前回の審議で申し上げ、そこで総理は、残念ながら答弁に窮されて今の説明をされたということとでございます。総理は、御自身の御答弁を、この全てに盛り込まれたという御答弁を修正することなく、先ほどのような説明をされました。

では、総理の説明された行動関連措置法第四条について、これまで、自衛隊の安全確保に関する規定であると説明した過去の会議録、資料はありますか。防衛大臣、お答えください。

○国務大臣(中谷元君) これまでは、そのような説明をしたという発言等はありません。

○福山哲郎君 そうなんです。これまで、この四条で自衛隊の安全確保などと説明したことはありません。

実は、御覧ください、国民の皆さん、今の米軍行動関連措置法案の四条は、これは有事立法です。武力攻撃事態における対処の一類型ですが、先ほど言われた「事態に適切合理的に必要と判断される限度を超えるものであってはならない」という類似の規定が自衛隊法八十八条二項、事態対処法三条三項ただし書に書かれています。

先ほど防衛大臣言われたように、これが安全確保だと説明したこれまで例はありません。そして、これらの規定は、何と、磯崎内閣総理大臣補佐官が書かれた「武力攻撃事態対処法の読み方」という解説本によれば、武力攻撃事態の無用の拡大を防止するため武力の行使の抑制を求めたものと言って、いわゆる必要最小限度の原則にのっとった武力行使というか、いわゆる後方支援をするものであって、これまで自衛隊の安全確保を担保するという説明はされてこられませんでした。

つまり、全く実は規定がないんです。先ほど総理がずっと規定を盛り込んだと言ったことは、ないのに、それを今日も認められませんでした。

更に申し上げれば、先ほどもう一つ根拠らしいものと言われた行動関連措置法十三条について

は、これはアメリカと日本がそれぞれ主権国家として何らかの有事の際に統一的な方針の下で有事に備えようということの基本指針を作るための条文で、これも安全確保だという説明をされたものは、私は見たことがありません。

つまり、総理の答弁は、ずっと衆議院、参議院と自衛隊員の安全を確保したというイメージを振りまいて国民に誤解を与えたにもかかわらず、実際の条文上は抜けているものが多々あるということとでございます。

大臣、今言われた四条若しくは十三条、今まで安全確保と説明をしなかったものを説明を今されているわけですが、この四条、十三条の安全確保は法的義務ですか、義務ではありませんか。

○国務大臣(中谷元君) 今までこの四条につきまして国会で説明をしたことはございませんでしたけれども、この項目におきましては、この四条で書かれている内容におきましてその目的、限度を定めているということは、その目的及び限度に応じて自衛隊員の安全確保についても配慮した上で必要な支援を行う趣旨を含むものであるという意味でございます。

これにつきまして、後方支援、存立危機事態の後方支援に当たりまして、この第四条の規定により可能となる目的及び限度に応じて安全確保についても十分配慮をすることは当然でありまして、その具体的な内容については、その支援の形態に応じて、同法の第十三条に規定する行動関連措置に関する指針において担保する考えでございます。

○福山哲郎君 もう一度お答え願います。

この四条、十三条で担保するとおっしゃったのは、法的義務ですか義務ではないんですか、お答えください。

○国務大臣(中谷元君) この四条で規定をされているとおりでございます。この目的及び限度に応じて自衛隊員の安全確保についても配慮した上で必要な支援を行う趣旨を含むものでござい

○福山哲郎君 四条、十三条に書かれてあるとおりと大臣がおっしゃるんだったら、先ほど言われたように書かれてないんです。今までそういう説明をしたことは一度もないんです。だけど、今回、初めてそれで安全確保を読むと言われるから、じゃ、読まれるのは法的義務ですか義務ではないのですか、答えてくださいとお願いをしているので、これ重要な問題なので、イエスカノーかでお答えください。

○国務大臣(中谷元君) この四条に書かれているとおり、その目的及び限度に応じて自衛隊員の安全確保についても配慮した上で必要な支援を行う趣旨を含むものとございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 質問を続けてください。疑問があれば……(発言する者あり) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起してください。

○国務大臣(中谷元君) この四条におきましては、「限度を超えるものであつてはならない。」と明記されておりまして、これは法的義務でございます。その解釈として、政府といたしましては、その目的、限度に応じて隊員の安全確保についても配慮した上で必要な支援を行う趣旨を含むというように政府としては解釈をしているということです。

○福山哲郎君 ごめんなさい。今のは完全に答弁でございまして。

この四条における限度を超えるものであつてはならないというのは武力攻撃に関するものです。若しくは、後方支援の幅です。そのことについては義務であることは間違いありません。その後、大臣は、安全確保については配慮すると言っただけで、義務かどうかのお答えはありません。今、二つ分けて答えられました。

私が言っているのは、新しく、今までは説明してこなかった安全確保が法的義務かどうかと聞いているので、イエスカノーかでお答えください。

時間ないので、同じ質問を何回もやらせないでください。お願いします。

○国務大臣(中谷元君) この四条に、存立危機事態を排除する目的の範囲内においてということとで、その限度を超えるものではないということとで、これは義務規定として入っているわけでございます。

その対処として、政府として、安全確保につきましても配慮した上で必要な支援を行う趣旨を含むと。その中に、政府としてはそのように安全規定において解釈をしているということでございます。(発言する者あり)

○福山哲郎君 総理、それでよくないんです。やっぱりないでください。聞いてください、質問を。安全確保は法的義務になったのかならないのかと聞いているんです。今までなかったんです、この四条の中で安全確保は。

今回は、安全確保は法的義務になったのかどうか。これは、あくまで武力攻撃や後方支援の限度の話をしている条文に安全確保という新しい規定が入って、それが法的義務になったのかどうか。もうイエスカノーか、時間がないので同じ質問させないでください、お願いします。

○国務大臣(中谷元君) これは元々あつた規定でありまして、まだ国会でこれについて言及した部分は少ないわけですが、政府といたしましては、この義務規定の中に安全配慮につきまして必要な措置を、支援を行う趣旨を含むものであるというふうに政府としては解釈をしているということでございます。(発言する者あり)

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(鴻池祥肇君) 速記を起してください。

○国務大臣(中谷元君) 本件四条につきましては、今まで国会で質問もなかった、答弁もなかったということでございます。今回初めて御質問をいただきました、特に存立危機に關しての適用でございますが、まず、いわゆる後方支援は、その性質上、いかなる事態であっても安全を確保した

上で実施することは当然でありまして、本制定当時からこのように考えてきたところでございます。

そこで、この四条におきましては、その目的及び限度に応じてということとで、その限度を超えるものであつてはならないと規定をしております。安全確保についても配慮をした上で行わなければならないという義務を負うこととなります。政府としてはそのように考えております。

○福山哲郎君 今義務を負うとおっしゃいました。安全確保に義務を負うとおっしゃいました。防衛大臣、これを安全確保の義務を負うと言っちゃまずいんじゃないですか。僕は、法的義務か法的義務ではないかと聞いたら、法的義務だと今おっしゃいました。そういう苦しい紛れの答弁をするからどんどん崩れます。

もし法的義務だとしたら、これから先、この行動関連措置法四条、十三条について、日本の有事の際に、自衛隊員の安全確保のために実施区域の指定や一時休止や中断や撤退という項目を入れるんです。義務なんですよ。義務なんですよ。そうしたら、その規定を入れるんですか。お答えください。

○国務大臣(中谷元君) その中断とかいう規定を置くことはございませんが、安全を確保して、配慮して必要な支援を行うということは、これは義務ということでございます。

○福山哲郎君 配慮を行うのは義務ということと、じゃ分かりやすく聞きます。これはもう一般的な公務員の安全配慮義務のレベルでということですか。

○国務大臣(中谷元君) 違います。これは有事でございまして、その中でこの四条がわざわざ規定をされたわけでございます。その規定の中で、自衛隊員の安全確保についても配慮した上で必要な支援を行わなければならないということを規定をしたということでございます。

○福山哲郎君 規定なんかしていないですよ。新

しくも規定されていないですよ。これ、法的義務じゃないと言われればまだ救いがあつたんですけど、義務だと言ったら、これ有事のときにどうやって安全配慮義務を義務として、防衛大臣、確保するんですか。できないから実は今まで安全配慮義務なんて入っていないんですよ。日本の有事のときに守らなければならないから自衛隊員は宣誓されているんじゃないんですか。

これ、総理が、全部の法案の中に漏れなく盛り込みましたと、明文化したと言いつけたから、それをかばうために、こんな武力攻撃に対するものに対して、この条文に対して自衛隊員の安全確保というのを読むのは無理なんです。これこそ法的安定性を損ないます。もし、今防衛大臣が義務だと言った、有事若しくは後方支援の際に、自衛隊員に何か、例えば後援が、ひょっとしたら万が一のことがあつたときに、義務と大臣が言ったのに義務を果たしていなかったじゃないかと損害賠償請求されたら、防衛大臣、法廷に立つ覚悟はあるんですか。

いいですか、これ、本当に自衛隊員の安全確保に対する、これを義務だなんて言っちゃ駄目ですよ。それも、事の発端は、総理が、後方支援については全部明確に定めたみたいない、悪いですけど、本当に国民に誤解を与えるようなことを言うからこういう状況になります。

自衛隊の安全確保については、国際平和支援法の後方支援のものと、武力攻撃事態のときと、存立危機事態のものと、それを一緒くたにしてリスクが減るとか安全確保をしたとか、そう言い続けたのが安倍総理、安倍総理自身です。全くもってこれは今も災害で頑張っていたら自衛隊員にとつて僕は失礼な答弁だと思いますし、この防衛大臣の姿勢は、私は本当に問題だと思いますよ。これ、このまま答弁、実はほつておけないんです。これ義務のまだだなんてほつておいたら、実は日本の安全保障法制全体が崩れます。

防衛大臣、お願いします。今の義務だと言ったことは訂正してください、撤回してください。

○国務大臣(中谷元君) 撤回いたしません。

というのは、今までも、後方支援についてはその性質上、どのような場合であっても安全を確保した上で実施することが当然であると述べてまいりました。そして、米軍関連措置法におきましても、隊員の安全確保についても配慮した上で必要な支援を行わなければならないということは、これは義務として負うことになるわけでございます。

○福山哲郎君 今大臣が言われた、後方支援においては安全を確保すると言っていることが、大臣は、後方支援の安全確保は、実施区域の指定、一時休止、中断、撤退と言いつて、それで安全確保だと言ってきたんですよ。どの答弁見たつてあなたはそう言ってきたんですよ。今の話すは実はもう矛盾しているんです。

威勢よく、撤回しませんとか、総理の今まで言ってきた答弁を修正したら総理の例えはメンツが潰れるとか、そういう話じゃないんです、これは。本当に事に及んでの話なんです。あなたは、今、存立危機事態の後方支援についても安全配慮をする、義務だと言った。これは本当に安全保障法制全体が崩れますからね。このことは非常に問題で、私は猛省を促したいと思います。

それから、総理がずっと、自衛隊のリスクは増えないとか安全を確保したと、それから、全部の安全保障法制に対して安全の確保をしたものを盛り込んだと、措置を盛り込んだということは、まさに国民に誤解を与えた答弁だったということを申し上げて、実は時間がないので次に行きます。

これ、ちよつともう本当に問題だと思えますよ。実はほかもやりましたんですけど、どうしてもやりたいことから行きます。パネルをお願いします。

これ、一つ一つもう短く答えてください、イエスかノーかで。総理でも結構です。

これ、我が国がそこにあります、A国が我が国に攻撃をしています。国際法上違法な武力攻撃です。国際法上違法な武力攻撃を行うA国に対し

て、A国の補給艦が後方支援をしています。自衛隊の行使は当然補給艦に関して可能ですね。総理、お答えください。

○国務大臣(中谷元君) その補給が武力行使と認めなければ自衛隊の行使はできないということでございます。

○福山哲郎君 武力攻撃をしていると僕言ったじゃないですか。国際法上違法な武力攻撃を行うA国に対して、A国の戦艦機に対してA国が、A国の補給艦がですよ、そうしたらA国の補給艦に関して自衛隊の行使は可能ですかと聞いているんです。大臣。

○国務大臣(中谷元君) A国が日本に対して武力攻撃をしているということでございますので、それは自衛隊の行使は可能でございます。

○福山哲郎君 A国の補給艦に自衛隊の行使を可能なのは当然です。

次、民間船です。

A国に対して、A国の戦艦機に対して燃料、弾薬輸送を行う民間船舶に対して海上輸送規制法に基づく強制検査を行う、これは、海上輸送規制法に基づく措置は自衛隊に基づく措置だとして整理されていますが、このA国の戦艦機に民間船舶が燃料や弾薬を輸送しているときには停船検査等を海上輸送規制法に基づいてできますか。防衛大臣。

○国務大臣(中谷元君) 現行法に基づいて、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に停船検査の措置を講ずることは自衛隊の措置に伴う必要最小限度の範囲内のものでありまして、憲法上問題はな

いということでございます。

○福山哲郎君 当然できるんです。

次です。

A国は日本に違法な武力攻撃をしています。B国は、このA国の戦艦機に補給艦が同じように給油や弾薬を補給しています。このB国の補給艦に対して日本は自衛隊を行使できますか、大臣。

を構成していないということであれば、A国に對しては我が国としては、国際連合憲章上、個別的自衛権に基づき武力の行使を行うことはできませんが、B国に對してはできません。

○福山哲郎君 さっき、民間船は基本的には自衛隊の行使できるのに、B国の補給艦はA国に、戦艦機に補給しているんですよ。それも給油、弾薬で、我が国が攻撃されているんですよ。これ、個別的自衛権の話ですかね。我が国の平和と安全を守る話ですかね。それで、A国には攻撃できるけどB国には攻撃できないんですか。これ、B国に攻撃してB国を止めないことには、日本への攻撃は延々と続き続けるんですよ。

これ、防衛大臣、もう一度聞きます。B国の補給艦に對して、日本は自衛隊の行使はできますか。

○国務大臣(中谷元君) B国は後方支援を行っているのみでありまして、武力攻撃を構成しないということでありましたら、個別的自衛権の武力行使を行うことにつきましては、B国に對してはできないということでございます。

○福山哲郎君 済みません、何で私の質問を変えて、武力攻撃を構成しなければと言って条件を付けるんですか。

そんな、だって、今A国の戦艦機は武力攻撃を我が国にしているんですよ。しているに對して、弾薬とか給油しているんですよ。だから、このときにB国に本當に攻撃できないでいいんですか、防衛大臣。これ、我が国の個別的自衛権ですよ。総理、それでいいんですか、本當に。総理、総

理。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) もう既に防衛大臣が答弁をしているわけでありまして、まさにA国は日本に對して攻撃をしているわけでありまして、B国は日本に對して武力攻撃をしているというわけではない中において、このB国が行っていることがA国と完全に、その武力攻撃、武力行使の一体化が行われているという認識にならなければ、それは我々は攻撃できないということになる

わけでありまして。

○福山哲郎君 これ、国民の皆さん、おかしいでしょう。これ、民間だったら停船も含めて我が国は自衛隊の行使できるのに、B国は、補給艦は、今、我が国は自衛隊の行使できないと総理も大臣もおっしゃったんですよ。今の答弁は非常に重要なんですが、次のパネルを御覧ください。

これ、平成十一年、当時の高村大臣の御答弁です。高村大臣は、当時は今とは違い、とても法的安定性を大切にするとおっしゃる答弁をされておられます。これ、御覧ください。高村大臣の答弁です。「第三国であるB国がその国の行為として、我が国に對して武力攻撃を行っているA国を支援する活動を行っている場合に、」同じ例です、「我が国は、これを排除するために他の適当な手段がなく、必要最小限度の実力の行使と判断される限りにおいて自衛隊の行使が可能である、」。

これ、全く私は同じ条件で言っているんですけど、当時の高村大臣は自衛隊の行使が可能だと言っている。今、安倍総理と中谷大臣は違うと、攻撃できないと言われた。これ、中谷大臣、答弁が変わった理由を明確に教えてください。

○国務大臣(中谷元君) このパネルに、B国が、そのような行為が我が国に對する急迫不正の侵害を構成すると認められるときはと黒い字で書かれているわけでありまして、仮にB国のA国に對する支援が我が国に對する急迫不正の侵害、すなわち武力攻撃を構成すると認められれば、我が国はB国に對して、国連憲章上、個別的自衛隊を行使することが可能になります。高村大臣も、B国のそのような行為が我が国に對する急迫不正の侵害を構成すると認められるときは、自衛隊を行使することが可能であると答弁をしております、何ら矛盾はないと思います。

○福山哲郎君 じゃ、もう一回、質問を変えます。じゃ、このA国からの武力攻撃が急迫不正の我が国に對する侵害だという場合、質問を変えただ

けです、ならばB国に対して我が国は自衛権を行使できるということですね。はい、どうぞ。(発言する者あり)

だって、今おっしゃられたように、高村大臣が言われたみたいに、急迫不正の侵害なんですよ、我が国攻撃されているんだから。そのときに、B国に対して自衛権の行使ができるということではないですね。

○国務大臣(中谷元君) 今と同じことでございます。そのB国のそのような行為が我が国に対する急迫不正の侵害を構成すると認められるときはB国に対して自衛権の行使ができるという認識です。我が国に対して自衛権の行使ができるという認識です。

○福田哲郎君 同じじゃないですか、高村さんの言っていることも。全く一緒じゃないですか。見てください、これ。高村大臣も同じことを言っているんですよ。急迫不正の侵害がある場合に、だって、我が国攻撃されているんですよ。これ、B国の補給を止めない限りは我が国の急迫不正の侵害はどんどん進行するんですよ。何でB国に対して攻撃できないんですか、自衛権の行使ができないんですか。大臣、お答えください。

何で、じゃ、違う答弁になるのか明確にお答えください。これは答えていただかなければ次進めませんから。

○国務大臣(中谷元君) 先ほど答弁したように、B国は後方支援を行っているのみでありまして、武力攻撃を構成していないということであれば、これはB国に対してできないということでございます。それで、高村発言というのは、認められない限りはできませんということでありまして、何ら矛盾した答弁ではございません。

○福田哲郎君 拍手なんかしている場合じゃないんで、我が国に対する攻撃の話に対して、こんないいかげんな答弁はあり得ないんだよ。

じゃ、大臣、明確にお答えください。武力攻撃を構成するかどうかはどのように判断するんですか。

○国務大臣(中谷元君) そもそも補給、輸送等の後方において行われる支援自体は武力行使に当たらない活動でありまして、これだけで我が国に対する武力攻撃があったと認められることは困難だと考えられます。

仮に、B国の部隊が、単に後方において支援を行うのみでなく、A国の部隊とともに戦闘行為に参加しているといったような場合など、我が国に対する武力攻撃を構成すると認められる場合には、我が国はB国に対して個別的自衛権を行使することが可能になるということでございます。

○福田哲郎君 だから、いいですか、ニカラグア判決では、武器供与や兵たん支援は、武力攻撃に該当しないが、武力行使や干渉に該当することがあると言っているんです。

これは、私はさっきから何回も言っています、A国は日本に対して攻撃して、急迫不正の侵害があるんですよ。B国からの補給、弾薬とか給油が続く限り日本に対して急迫不正の侵害があるんですよ。これを構成した、じゃ、いいです、構成した場合は攻撃できるんですよ。

○国務大臣(中谷元君) 構成したということではございますが、A国の部隊とともに戦闘行為に参加しているといったような場合など、そういった場合には、個別的自衛権を行使することが可能になるということでございます。

○福田哲郎君 構成するというのは、どういう要件で構成が決まるんですか。大臣、短く答えてください。

○国務大臣(中谷元君) 単に後方で支援を行うのみでなく、A国の部隊とともに戦闘行為に参加しているというようなことになった場合などでございます。

○福田哲郎君 全く理解できません。

だって、A国の補給艦がA国の戦闘機に補給をして日本に武力攻撃しているときは、A国の補給艦は自衛権の行使できるとおっしゃったじゃないですか。おっしゃったじゃないですか。それは、

A国の攻撃は我が国の急迫不正の侵害で、それが武力攻撃を構成するから自衛権の行使できるのに、何でB国が給油、弾薬を補給したときには自衛権の行使ができないんですか。同じですよ、これ。

これ、このB国の補給艦を止めない限りは日本は守れないじゃないですか。ほっておくんですか、大臣。

○国務大臣(中谷元君) A国は、A国の同じ国での行動でございます。B国というのはA国と違つた国でありまして、そもそも補給とか輸送等の後方において行われる支援自体は武力の行使に当たらない活動であると認識をしております。

○福田哲郎君 これ、日本に武力行使するために補給しているんですよ、B国は。それで何で構成しないんですか。

じゃ、あれですか、補給がどんどん続いて日本に攻撃がやまなくても、B国は他国だから、これは構成するかどうか分からないから、自衛権行使できないといつて、日本がどんどん攻撃される、国民をほっておくんですか、安倍政権は。安倍政権はほっておくんですか、総理。総理。ほっておくのかどうか、言ってください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、当然、このA国がまさに我が国に対して武力攻撃をしているわけでありまして、これ全力で対処するわけでありまして。

それで、しかし、構成している、急迫不正の侵害を構成しているということが定かでない他国に対していきなりこれを攻撃することは、まさに先制攻撃を、A国に対して我々は武力攻撃に対して反撃をしている中において、そして我々が急にB国に先制攻撃をするということは、もちろん国際的にはあつてはならない話であります。

先ほど来答弁しているような、これは高村当時の外務大臣の答弁と中谷大臣の答弁は何ら矛盾することがないわけでありまして。

○福田哲郎君 もう本当に矛盾しているんです。高村大臣は、当時、自衛権の行使できるとおっ

しゃっているんですよ。

じゃ、総理、相手のB国の問題が我が国への攻撃に対して構成されると認められれば、我が国は自衛権行使できるんですよ、総理。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは、当然、急迫不正の侵害を構成すると認められるときは、これは高村大臣が答弁しているとおりであります。中谷大臣は認められなければそれはできないと、ですから、これは同じことを裏表から言っているわけでございます。

○福田哲郎君 認められれば、防衛大臣、攻撃できるんですよ。自衛権の行使できるんですよ、認められれば。

○国務大臣(中谷元君) B国のそのような行為が我が国に対する急迫不正の侵害を構成すると認められるときは自衛権を行使することは可能でありまして、認められないときはできないということでございます。

○福田哲郎君 ここまでどれだけ時間が掛かったか。

でも、中谷大臣、これ見てください。中谷大臣の答弁です。「後方支援がB国が行っているとしたら、A国に対しては我が国としては個別的自衛権等に基づいて武力の行使を行うことはできませんが、B国に対してはできない」と。武力攻撃を構成するとか構成できないとか、関係ないんですよ。ここ書いていないんですよ、言っていないんですよ。

これ、済みません、国民の皆さんに謎解きしますと、何で高村大臣と今防衛大臣とかが攻撃できないって言わざるを得ないか。本来は攻撃できるんですよ。だって、日本の危ない安全保障上の危険なんですから。これはできるんですよ。本来はできるんですよ。

なぜならば、今回の政府案によつて後方支援の内容を拡大して弾薬の提供や発進準備中の戦闘機に対する給油ができるようになったので、これらを武力行使の一体化ではないと説明をする帳尻合わせのために、我が国が受ける攻撃に対する後方

支援について自衛権を行使できないと答えざるを得なくなっちゃったんですよ。これ、逆に制限したんですよ。我が国の安全保障を犠牲にしてまで、世界の地球の裏側まで後方支援の幅を拡大したんですよ。

これ、大森長官のこの間の参考人の質疑を見てください。戦闘作戦行動のための発進準備中の航空機に対する給油、整備、これは、私が、当時もう長官でございましたけれども、参事官から報告を聞いたところでは、もう典型的な一体化事例である、だから認められないよ、一体化の典型的な事例だから憲法上認められないよと。武力行使と一体化をするから駄目だと言っているんですよ。違憲だと言っているんですよ。

今回、このことをやってしまったおかげで、日本に対して武力攻撃をしているA国に対して後方支援するB国に攻撃できなくなっちゃったんですよ。攻撃できると認めたら、それが武力行使の一体化だということを認めることになるからです。憲法違反だということを認めることになるからです。

横島長官、大森内閣法制局長官が長官時代、あなたは参事官で部下だったはずですよ。まさにあなたは部下だったわけですよ。当時、この法制局で、発進準備中の航空機に給油、そして弾薬の提供は憲法違反だと、武力行使の一体化の典型だという議論があつたですよ。お答えください。ないんだつたら、大森元長官が、国会であなただの元上司が虚偽の答弁をしたと認めてください。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 当時、私は第二部の参事官でございました。

当時のことでございますけれども、平成十一年一月二十八日の衆議院予算委員会におきまして、大森当時の法制局長官は、憲法上慎重な検討を要する問題であるということまでの共同認識を得て、それ以上の、絶対黒だということまでの断定はしてないわけでございますが、私どもの立場では、今もやはり憲法上の適否について慎重な検討を要する問題であるという認識に変わってござい

ませんと答弁しております。

すなわち、当時、まさにその一体化の典型的な事例であるという結論が出ていたのであれば、まさかそのような答弁をするということは考えられないということでございます。

○福山哲郎君 元の上司がまさかそんな答弁をするとは考えられない、あなたも随分あれですね、本当にもう考えられない、あなたの答弁自身本当に魂売り過ぎ。

これ、さっきの行動関連措置法の四条でこれに安全確保義務を入れるという答弁をさせている防衛省の役人さん、それから今の横島長官の武力行使一体化の問題を考えられないと言っている横島長官、官僚の皆さん、あなた方は安倍政権に雇われているわけではありませんか。国民全体に雇われているんですよ。こんなふうにいるんな法律を、この大臣たちの答弁に合わせて、全く矛盾している話とか今までなかった話を新しく出して事実をねじ曲げて、そしてこの法律を通そうなんて、考えられないですよ、私からいえば。

まさに、日本の法的安定性が損なわれるし、こんな答弁を繰り返しているから、逆に言うと、衆議院で百時間以上、参議院で七十時間やっただけで、国民の反対だという意見は六一%で、先月から全然変わっていない。説明不十分だという人も先月が八四、今月も八三、全く理解は深まっていないんですよ。だって、今日、ひどいですよ、これ。今までの我が国の法的秩序を全部崩してしまからね。これ、虚偽答弁の連発ですよ。

総理、国民の理解がこれだけ広がっていないというところは、これだけ延長してやっただけでいいから、総理、申し訳ないけれども、これ、総理、負けですよ。これ率直にお認めいただいて、審議未了、廃案、私はそうするべきだと思いますし、まさかこの参議院でこんな答弁を取っ散らかしておいたまま強行採決などすることはないとここでお認めいただきたいと思いますが、どうですか。○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどの福山委員の解説も、あれは間違っていますよ。我々は同じ

答弁をこれは従来からしているわけでありますが、このA国とB国の例で、これ補給をしているわけでありますから、後方支援をしているのは武力行使ではないですか。その武力行使をしていないところに対して、いきなり武力行使をするではないですよ。

ですから、高村さんは、それはまさに、これは急迫不正の侵害を構成すると認められた。これは認められませんか、はつきりと。これは認められないから、当然、中谷議員はこの後方支援についてはできないと言ったというわけでありまして、今までのこれ答弁や今までの我々の基本的な考え方を全く変えるわけではないということはずし申し上げておきたいと思うわけであります。

それと、答えとしては、もちろん私たちは、国民の命と幸せな暮らしを守るために、この法案については是非成立させていただきたいと、このように思う次第でございます。衆議院においてもしっかりと議論を行いました。この参議院においても議論を行っているわけでありまして。そして、いつかは、決めるときには決めていただきたこと、このように思うところでございます。

○福山哲郎君 全く審議は深まっていますし、論点は本当に広がっています、こんな日本の法的安定性を壊すような法律を通すことは歴史に禍根を残すということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

冒頭、この度の大水害の被害に遭われた方々へ心からのお見舞いを申し上げます。

政府、自治体にあつては、引き続き、救出、救援に全力を挙げていただきますようお願いを申し上げます。

では、質疑に移らせていただきます。

私は、安保法制の憲法違反を追及をさせていただきます。

学生でも簡単に理解できる、真つ黒の憲法違反でございます。

しかし、安倍内閣が先ほどのように答弁拒否を連発し、衆議院で強行採決をし、さらには、去る八日の参事官質疑で、先ほど横島長官が上司である大森元内閣法制局長官に法の番人として失格であるとの烙印を事実上押されるなど、空前絶後の事態が生じているわけでございます。

こうした事態の中、もはやこの議会、崩壊した議会の中で健全な議論というのはできないという思いで、私、実は、安倍内閣のこの安保法制の憲法違反を立証する本を出版をさせていただきます。(資料提示) 中谷大臣に九月四日のこの議場で直接、中谷大臣に献本させていただきます。

中谷大臣、本を読んでいただけましたでしょうか。もちろん災害対策以前で結構ですけれども。○国務大臣(中谷元君) 本を出版して、私に頂きました。じっくり読んでみたいと思いますが、私に基本的論理、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとるということとを禁じているとは到底解されておられません、この自衛の措置というのはあくまでも必要最小限度の武力行使は容認されるということで、今回の新三要件、これは憲法の範囲内であると私は認識をいたしております。

○小西洋之君 ちよつといろいろ今言われましたけれども、隣の自民党の筆頭理事である佐藤先生も本を出版されておまして、「高校生にも読んでもほしい安全保障の授業」ということでございす。こちらは合意でございます。私の本は、もうかざしませんけれども、違憲の本でございます。今審議されている法案について、憲法遵守擁護義務を負う国会議員が別々の見解を出しているというところでございます。国民の皆さんも、この議会の議論と併せて、是非この真実というのを知っていただきたいと思います。

では、質疑、追及へ移らせていただきます。

集団的自衛権の解釈変更を安倍内閣は行つてお

りますけれども、実は、その解釈変更というのは日本の憲法の歴史で二回しかございません。一つは、昭和四十年の六十六条の文民条項でございます。もう一つは、昨年の七月一日、憲法九条の解釈変更でございます。つまり、憲法九条について解釈変更は一度しかない、これが安倍内閣の見解でございます。

しかし、安倍内閣の解釈改憲の主張を丁寧に読み解いてみると、実はもう一つの解釈の変更、一つしかないはずの九条の解釈の変更が二度行われていることが明らかになっております。つまり、解釈の変更ですから法的安定性が一番重要な問題ですけれども、その法的安定性がこっぴどみにじゅうりんされている真つ黒な違憲状態が生じていることでございます。

フリップをお願いいたします。(資料提示)

まず、国民の皆様は、安倍内閣が国会で主張している昨年の解釈変更というのはどういうことなのかということ簡単に御説明を申し上げます。

安倍内閣はこういうふうに言っています。安倍内閣は、昨年の七月一日の閣議決定で初めて憲法九条の上に集団的自衛権の論理を作ったのではない、実は、昭和四十七年に作られた昭和四十七年政府見解、今私の手元にあるものでございますけれども、この昭和四十七年政府見解を四十二年ぶりに丁寧に読んでみたら、実はこの中に何と集団的自衛権の論理が書いてあることを発見したというふうに言っております。

これを、今まで歴代内閣、そして国会の議論は全て、個別的自衛権のみが合憲だとされて、集団的自衛権は違憲とされている文書だと理解してまいりました。しかし、安倍内閣は、個別的自衛権の合憲を書くと同時に、限定的な集団的自衛権も合憲と書いてある文書であるというふうに主張をしているわけでございます。

そして、その集団的自衛権と個別的自衛権を併せた九条の解釈を、正しい憲法九条解釈の基本的な論理、四十二年間誰も気付かずひっそりとした中にたたずんでいた、存在していたその基本的

な論理を見付けたと言っているわけでございます。その基本的な論理を見付けて集団的自衛権を合憲としたので、基本的な論理に基づいているから解釈改憲ではないし、専守防衛は変わらないし、平和主義も変わらないし、当然憲法違反ではないという主張をしているわけでございます。じゃ、このフリップで確認をさせていただきます。

まず、一行目ですけれども、昭和四十七年見解以前の話です。我が国に対する武力攻撃が発生する局面、それから、国民を守るその個別的自衛権です、ね、旧三要件、それ以外は武力行使は一切できないとされておりました。当然、憲法誕生以来、四十七年見解以前に解釈の変更は一切ありません。

二行目です。四十七年見解を作成したときです。安倍内閣はこういう理解です、先ほど申し上げました。限定的な集団的自衛権行使をも許容する基本的な論理がこの四十七年見解の中に書き込まれたというふうに主張しているわけでございます。ただ、その下の矢印は非常に重要です。ほかには限定的な集団的自衛権を認めた政府見解や国会答弁はこの前後に一つもない。つまり、安倍内閣はこれに寄りかかるしかない。この中に限定的集団的自衛権がなければ、実はないんですけれども、全くないんですけれども、なければ、安保法制は根こそぎ倒れて、安倍内閣は退陣するということでございます。

じゃ、七月一日の閣議決定はどういうことをしたかという、今申し上げた四十七年見解の中に発見した基本的な論理を新三要件という言葉で整理をして、それにホルムズ海峡の事例などを当てはめた。当てはめというのはどういうことかといひますと、限定的な集団的自衛権の論理を初めて使用したということでございます。これについては解釈変更であるというふうに言っています。初めは解釈変更。これについては安倍総理も憲法解釈の一部変更であるというふうにおっしゃっております。

ただ、国民の皆さんと一緒にこのフリップをじつと眺めると、ある不思議なこと、国民の皆さんにとってはぞっとするような論理的な矛盾に気が付くわけがあります。

安倍総理は、元々昭和四十七年政府見解の中に存在した限定的な集団的自衛権の論理を整理して使ったことをもって解釈の変更と言っております。しかし、元々ある論理をその内容を整理して使うことよりも、それ以前には存在しなかった、憲法誕生以来、それ以前には存在しなかった、その論理を初めて政府が認めた、安倍内閣はこう言っているんですね、昭和四十七年政府見解。これを認めたこと、決定したことの方が憲法的にははるかに重要なものはずであります。しかも、これは国会に提出されたものです。

安倍総理に伺います。端的にお答えください。七月一日の閣議決定は、昭和四十七年政府見解にあった基本的な論理を整理して使用しただけです。それでも解釈の変更だというふうにおっしゃっている。しかし、同時に安倍内閣は、この昭和四十七年政府見解の中には、今まで誰も認めていなかった、内閣も国会も認めていなかった限定的な集団的自衛権が、作つた人たちの頭の中にあってこれに書き込まれたというふうに国会で答弁をされています。作つて使用したものは解釈の変更なのに、その論理を作つたこの昭和四十七年政府見解が憲法解釈の変更でない理由について端的に答弁ください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、政府が再三御説明をされております昭和四十七年見解の基本的な論理を、これを分かりやすく言えば、憲法第九条の下でも、外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処する場合には、例外的に自衛のための武力行使が許される。今申し上げたことが基本的な論理であります。

そして、平和安全法制においては、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえれば、この基

本的な論理を維持し、この考え方を前提として、これに当てはまる場合として、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当てはまるとしたものであります。つまり、当てはめを行ったということであり、基本的な論理の中で当てはめを行ったということでもあります。

このように、今般の見直しは基本的な論理を維持しつつ、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえて行うものであつて、理論の捏造という御指摘は全く当たらないと、こう考えております。

○小西洋之君 最後の論理の捏造ではないという言葉以外は、私の説明をなぞつただけでした。私の質問には何も答えていません。簡単なことを、国民の皆さんの中学生や高校生にも分かる常識的なことを聞いています。

法治国家なんですから、法治国家なんですから、ある論理を整理して使うことが解釈の変更なんだつたら、それまで認められていなかった論理をつくり出した、限定的集団的自衛権の論理をつつたというふうに安倍内閣は言っているんですけれども、これがなぜ解釈の変更でないかと言っているんです。解釈の変更でなかったら、これ一体何なんです。解釈の変更でもない、えたいの知れないものの上に法律を作つて、自衛隊を集団的自衛権の発動をして戦死をさせて、国民を戦死をさせていいんですか。

これが解釈の変更でない論理的な理由を端的に答えてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど申し上げたとおりでありまして、一番最初に私はこの基本的な論理を申し上げたわけでありまして、まさに国の存立が脅かされ、国民の生命や自由、幸福追求の権利、これは憲法で保障されているものでありま

すが、まさにこの平和的生存権、そして憲法で、憲法十三条で保障されているこうした諸権利がこれ奪われようとしているときにおいては、自衛の行使を、自衛の行使をですね……（発言する者あり）今お答えしているんですから、しばらくの間だけでもちよっと黙っていただければですか。自衛の、いいですか、必要な自衛の措置、必要な自衛の措置は取り得ることができると、こういう解釈をしているものでありまして、これは砂川判決と軌を一にするものであります、この必要な自衛の措置という中において、これは集団的自衛権については、当時は、昭和四十七年においては、昭和四十七年においてはまさにこれは必要最小限度を超えるものと考えていたわけでありまして、これはこの委員会においてもる説明をしているように、安全保障環境が変わる中においてはまさにこれはや一国のみで自衛を守り抜くことはできないという中において、先ほど条件を付けた、先ほど条件を付けた、これは国の存立と国民の命や自由、幸福追求の権利が奪われると、これ、根底から覆される明白な危険があるときは、あるときはこれは行使できる、このような変更を行ったわけでありまして、これは当然、我々はまさにこの四十七年の基本的な解釈、論理の中においての当てはめを変更したと、このように考えているところでございます。

○小西洋之君 ひきような長々とした時間稼ぎの答弁を、全然私が聞いたことには二回連続答えてませんでした。

法治国家なんですから、論理を整理して使ったことが解釈の変更なんだたら、その論理を元々つくり出したというふうに言っている、これは解釈の変更でないわけはないわけですよ。そのことについては何にもお答えになりませんでした。答えられないのはなぜでしょうか。簡単です、解釈改憲だからです。もう論理の世界じゃないんです。国民の憲法を、規範をじゅうりんして、できない憲法解釈をつくったから、つじつまが合わない

くなるんです。

もう、国民の皆さんに申し上げますが、こういう議論しか国会ではできませんので、この安保法制とこの関いは常識と非常識の関い、正義と不正義の関いなんです。人類の歴史で民主主義と自由主義は必ず勝利していますから、そのことを安倍総理にしつかりと申し上げさせていただきます。

じゃ、安倍総理にもう一つ、この関連で質問をさせていただきます。

安倍総理は、解釈の変更だけで憲法を、閣議決定だけで解釈の変更をしたことは立憲主義に反するのではないかとこの質問に対して、いやいや、この四十七年見解は閣議決定すらしていませんよ、ただ、我々の七月一日の解釈の変更はこれは閣議決定をしているというふうに言っているんですね。ところが、よく考えるとこの説明、全くおかしいですね。

論理を整理して使ったものは閣議決定をしている。肝腎の論理をつくり出したものについては閣議決定をしていない。こつちの方が、閣議決定がないことがおかしいんですよ、だって、今までなかった集団的自衛権を認めたんですから。我が国の憲法秩序の大転換である外交・安保政策の大転換を内閣法制局の当時の官僚三人だけで決裁しているんですよ。

閣議決定が四十七年見解にないというあなたの主張は法的安定性を否定するものではないですか、答弁ください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 我々は、解釈変更に当たって、しかし、これは解釈の変更、安全保障に関する基本的な考え方についての解釈の変更でありますから、これはしっかりと閣議決定を行ったということを申し上げております。

そして、立憲主義との関係においては、これは、まさにこれは基本的な論理が変わっていないわけでありまして、それは、そこでまさに法的安定性がこれは保たれ、そしてもちろん立憲主義に資するものであると、このように答弁している

ところでございます。

○小西洋之君 一言。

○委員長（鴻池祥肇君） 時間です。

○小西洋之君 じゃ、終わります。ありがとうございます。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。

まず冒頭、北関東、東北地方を襲いました大規模な洪水被害に関しまして、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

私も公明党も、災害対策本部を立ち上げました。昨日現地に入りまして同僚議員によりまして、一つは行方不明者の捜索救助、これを第一にしてほしい、また、避難所自体も孤立した避難所も多くて、水などの救援物資がなかなか届きにくい状況にある、被災者救援に全力を挙げてほしいと、そういう報告を受けております。

〔委員長退席、理事佐藤正久君着席〕

状況は刻一刻と変化すると思います。災害対応に与党も野党もございません。政府におかれまして、国民の命を守るため、自治体、警察、消防、海上保安庁、そして自衛隊など、関係機関の総力を挙げて万全の対応をされますことを要請いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

九・一一のニューヨーク・テロ事件から、今日でちょうど十四年になります。当時私は、アフガニスタンからパキスタン側へ避難する難民支援の仕事に従事しておりました。そして、今新たに、シリアを中心とする不安定な中東情勢を受けまして、EUでは移民、難民問題が大変大きな人道的かつ政治的な課題になっております。

先週、ヨルダン、パレスチナ、イスラエル各大使と懇談いたしました。我が国の中東安定化に対する支援、特に人道支援、難民支援に対しては高い評価と期待の声が上がりました。

今回の欧州難民問題が欧州だけの問題にとどまるのか、国際社会を巻き込む問題なのか、予断を許しませんが、まず、中東情勢に端を発した欧州

難民問題の状況はどうなっているのか、また我が国に対してEUや国際機関から支援要請はあるのか、この点について外務大臣に確認します。

○国務大臣（岸田文雄君） 御指摘の難民問題ですが、中東そして北アフリカの情勢悪化によりまして、今年の初めから考えましても既に五十万人を超える難民そして移民が欧州に押し寄せています。欧州にとりまして大きな課題となっております。我が国も大きな関心を持っておりまして、既に欧州に対しましては、基本的な価値観を共有するパートナーとしての連帯を表明しております。そして、今、様々な要請があるのかという御質問がありました。既に、国連難民高等弁務官事務所など幾つかの国際機関から国際社会全体に対しまして支援要請が发出されています。是非、まずは我が国としまして、こうした要請に関係国と連携しながらしっかりと応えていかなければならないと思います。

そして、大事なことは、こうした支援の要請に応えることも重要ですが、そもそもこの原因がどこにあるのか。やはり、シリアあるいはイラク、こうした地域、さらにはこの周辺国、こうした地域の安定が何よりも重要であります。我が国としましては、こうした地域に対する非軍事的な支援、これをしっかりと行うことによって、この原因となつてい地域における安定に資すること、これが我が国の取組として重要ではないかと考えます。

○谷合正明君 シリア情勢の悪化に伴いまして、難民、国内避難民の問題は大きくなっているわけでありまして。報道によりますと、空爆に参加する国が、例えばフランスであるとかオーストラリア、参加表明する国もあるわけでありまして、そこで、確認です。

総理は国会で、シリアやイラクにおけるISILへの空爆等への後方支援を行うことは全く考えていないと答弁しておりますが、この政策判断は今後も変わらないということよろしいのか。ま

た、これからも後方支援に参加しないとすれば、先ほど外務大臣から答弁がございましたが、積極的平和主義を掲げる日本として、難民、避難民への人道支援、また難民そのものが発生しない、そういう非軍事の貢献、支援を日本としてしっかりと支援強化をしていくべきだと考えますが、総理の見解を伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これまでも繰り返し述べているとおり、政府としては、政策判断として、ISILに対する軍事的作戦を行う有志連合に参加する考えはありません。ISILに対する作戦への後方支援を行うことは全く考えていません。今回の法案が成立した後であってもこれは変わらないということはしっかりと申し上げておきたいと思っています。

シリア難民問題については、我が国は今後も、難民、国内避難民等に対する食糧配布、そして保健医療等の分野において我が国ならではの人道支援を拡充し、非軍事分野において国際社会における我が国の責任を毅然として果たしていくと考えてあります。

○谷合正明君 それでは、我が国の平和と安全の議論に移ります。

この議論の骨格は、厳しさを増す安全保障環境の中で、外交努力を尽くすことを大前提に、憲法の枠内でどこまで自衛の措置が可能なのかということだと思っています。

厳しさを増す我が国周辺の安全保障環境については、先日の本委員会の参考人質疑でも指摘がありました。神保参考人は、二十一世紀の我が国を取り巻く安全保障の最大の変化は中国の台頭に関するところ、先日の軍事パレードでも示された中国の軍事力の急速な拡大が地域の軍事バランスを大きく変化させていると指摘しています。

また、我が国への脅威の例として、北朝鮮の弾道ミサイルが挙げられます。北朝鮮は、日本の大半を射程内に入れる弾道ミサイル、数百発もの弾道ミサイルを配備しております。

こうした我が国をめぐる安全保障環境が厳しさを増す中で、日米防衛協力体制の信頼性、実効性を強化し、抑止力、対処力を向上させて紛争を未然に防止していくことが求められております。今回の法制の目的はまさにそこにあります。

先ほどの北朝鮮の弾道ミサイルへの対応を例に取りますと、自衛隊は米軍と共同して防衛システムを構築し、我が国を守っています。自衛隊だけでは防衛できないわけでありまして。

問題は、日米安保条約に基づき、日本防衛のため公海上で弾道ミサイルの警戒監視をしている米艦船に武力攻撃があった際であります。そのとき自衛隊は何かできるかが問われております。

その際、我が国が取り得る立場というのは三つあるんだと考えられます。一つは、個別的自衛権で対処できず、米艦船への武力攻撃を排除できないという立場であります。第二に、個別的自衛権で対処できるという立場であります。そして第三に、個別的自衛権での対処は困難な場合が多く、国際法上は集団的自衛権を根拠として米艦船への攻撃を排除すべきという立場であります。

そこで、維新の法案提案者に伺います。

我が国への武力攻撃がまだ発生していない状況で、公海上で日本防衛のために弾道ミサイルの警戒監視をしている米艦船に武力攻撃があった際に何らかの対処をしなければならぬという認識、このことは政府・与党と一緒だと思っております。つまり、第一の立場は取らないということでありまして。

そこで、確認ですが、維新案による武力攻撃危機事態における武力行使というものは、個別的自衛権で対処という立場なのか、集団的自衛権を根拠として対処という立場なのか、見解をお示しください。

○委員以外の議員(小野次郎君) 答えたいと思います。

まず、維新の党案に御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、我が党は、安全保障環境の変化に対応した安保法制の整備は重要だと認識しております。その点では政府と変わらないわけでございます。そしてまた、七月一日の去年の閣議決定の中でも、我が党は、今までの個別的自衛権と集団的自衛権の解釈上の境界線が、常に一〇〇%、憲法に言う合意と違憲の境界線とは限らないという点についてでも認識を共有しているものであります。ただ、政府・与党は、その後、限定的集団的自衛権の容認の方向へと進んでいったんだろうと思っております。

私たちは、まず国連報告、国連への武力行使の報告を見ました。集団的自衛権について一体どういうときに行使されたか報告されているのか。驚くべき事実でございまして。ハンガリー動乱のときにソ連の軍事介入、そしてベトナム戦争へのアメリカの介入、そしてチェコへのソ連軍の侵入、そして同じくソ連軍によるアフガニスタンへの侵攻、これらが国連に報告されている集団的自衛権の例なんです。私たちは、とても日本の、平和国家としての日本が、専守防衛の日本が進むべき方向ではないと思っております。そして、それ以外の武力行使の報告はどうされているかというと、国連に対しては、単に自衛権の行使若しくは自衛の措置というふうな報告されているものが九割以上でございまして。

そして、大事なことは、国際的には武力による威嚇、つまり、例えば谷合さんたちと私が武器を構えて動くなど、あるいは服を脱ぎと、あるいはお金をせとって、それに威嚇する行為は国際的にはもう既に武力行使と判断されているのが国際実践例なんです。

その上で考えてみたときに、私たち維新の党は、自衛権の再定義、そして憲法が許容する、かつ国際社会からも認められるような自衛権の在り方を検討してまいりました。目的も手段も効果も、徹頭徹尾自国防衛のために必要最小限度の武力の行使は、憲法上も、そして国際的にも容

認されるという認識を私たちは持っています。安保条約に基づいて、我が国防衛システムを構成する米国軍への攻撃、そして第二撃が我が国に及ぶ蓋然性が高いことと併せることで、我が国に対する攻撃の着手と同視できるといふふうに考えております。

集団的自衛権の定義について、国際法の上では諸説あります。他国を防衛するためのものが、他国防衛説といえますけれども、これが通説でございまして。この見地からは、我が党案は個別的自衛権と見られると思います。他方で、仮に第一撃が米国の艦船に落ちたから、これは形式的には集団的自衛権じゃないかという学説もありますけれども、これも、我が国と米国の間では日米安保条約に基づいているわけですから、条約に基づく米軍との共同防衛行動として国際的にも容認されるというふうな考えております。

その意味で、衆議院における我が党同僚議員がこの国際法学における議論は排除されませんと答弁したのは、このような趣旨だろうと考えております。

○谷合正明君 自衛権の再整理を行うということではございますけれども、国際法上の集団的自衛権の行使を容認するものなのかどうか、ここをはっきりしなければならぬんだと私は思っております。

今答弁の中で国連安保理の報告に言及されたところがございました。自衛権、つまりその個別的自衛権、集団的自衛権問わず、自衛権としてそうやっていくくり報告できるもので、特にそこは問題ないんだという趣旨だったかと思いますが、そこを外務大臣にお伺いしますけれども、はいえ、私、安保理に報告する際にそういうことで済むのかという問題認識を持っています。政府の認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、集団的自衛権、個別的自衛権の定義ということにつきましては、ただいまいろいろな学説があるというお話もあり

ましたが、過去の国際司法裁判所の判例、あるいは様々な過去の実例が積み重なる中であって、国際法上、一般に最低限必要とされる要件、これは共通の認識として整理をされています。

そして、集団的自衛権においては、武力攻撃を受けた国からの要請、同意が求められるというようなこと、あるいは個別的自衛権においては、この武力行使、自国に対する武力行使が発生するということが、こうした要件は国際法上明らかに求められていると考えています。

そして、こうした要件につきましては、自ら武力行使を行った場合、これはどちらかに該当するにせよ、これしつかり説明をしなければなりません。これ、どちらにも該当しなければ、そもそも国連憲章上認められている自衛権の枠外にはみ出してしまうので、国際法違反になってしまうです。

ですから、国連に対して自衛権ということで報告をするにしても、集団的自衛権の要件を満たしているか、あるいは個別的自衛権の要件を満たしているか、これはしつかりと明らかにし、国際社会に説明をしなければならぬ、このことは変わらないと考えます。

○谷合正明君 分かりました。

そこで、総理に伺います。

弾道ミサイルの警戒監視をしている米艦船に武力攻撃があった際に個別的自衛権による対応というのは可能なのか、この点について総理に答弁をいただきたいと思っています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 個別的自衛権の行使の前提となるこの我が国に対する武力攻撃とは、基本的には我が国の領土、領海、領空に対する武力攻撃をいうものでありまして、公海上にある米国の艦艇に対する武力攻撃は、基本的には我が国に対する武力攻撃の発生と認定できるものではないと思います。実際上も、公海上の米国の艦艇への武力攻撃を我が国への武力攻撃の着手と認定することは難しいと考えています。

個別的自衛権と集団的自衛権は国際法上明確にこれは区別されており、本来は集団的自衛権の行使の対象となるべき事例について個別的自衛権を我が国独自の考えで拡大して説明することは、国際法違反のこれはおそれがあるわけでありまして、また、いわゆる先制攻撃を行ったことは評価されかねない危険性もあります。さらに、これまでの武力攻撃事態の概念を拡大して対応することになり、同事態の要件である我が国に対する外部からの武力攻撃が発生していないにもかかわらず武力の行使を行うということになるため、およそ認められるものではないと、このように考えております。

○谷合正明君 政府は、今私が問題提起させていただいている公海上の米艦防護、これを存立危機事態に該当する典型例として挙げております。存立危機事態による武力行使というのは、私が申し上げた第三の立場、すなわち、個別的自衛権での対処は困難な場合が多く、国際法上は集団的自衛権を根拠として米艦船への攻撃を排除すべき、すなわち集団的自衛権を限定的に行使するしかないという理解なんですから、総理、そういう理解でよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに私たちが行使できるのは、新三要件の中においてのみ武力の行使ができるわけでありまして、我が国と密接に関係がある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、危険を排除するためには他に適当な手段がないこと、必要最小限度の範囲を超えてはならないことでありまして、これは世界的にも例を見ない非常に厳しい要件であり、憲法上の明確な歯止めとなっていると、このように考えております。

また、この新三要件については米国にも十分説明をしておりますし、新たな日米ガイドラインの中でも、日本が武力を行使するのは日本国民を守るためだとはっきりと書き込んでいるわけでありまして、このことは日本と米国の共通の認識にもなっております。

○谷合正明君 今、総理からも新三要件の話がございました。集団的自衛権を限定的に行使するにせよ、その範囲を無制限に広げられないように、また恣意的に決められないように、昨年の七月の閣議決定ではその新三要件を明確にしたわけがございます。与党協議の結論を踏まえた昨年の閣議決定では、憲法九条を堅持し、自国防衛のための措置にとどめることを明確にするためにその新三要件という規範を定めたわけでありまして、この新三要件は、憲法九条の下でも例外的に武力の行使が許されるとした理由や根拠である昭和四十七年の政府見解の基本的な論理を維持したものでございまして。今回の法案には公明党の主張で新三要件がそのまま法律上に書き込まれたということでございます。

改めて、その新三要件については、今総理の方からもしつかりと歯止めが掛かっているというお話がございましたので、最後、総理に改めて質問をさせていただきたいんですけれども、我が国の平和と安全を確かなものとするために、今申し上げたような安全保障上の備えをしつかりするための抑止力を強化する、それとともに平和外交努力に全力を尽くすべきとの声も多いと思います。

最後に、抑止力強化とともに平和外交努力に全力を尽くすべきと考えますけれども、総理の見解を伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、平和安全法制について法整備を進めてまいります。前提としてはしっかりと平和外交を進めていくということでありまして。外交によって平和を維持し、様々な紛争を抑止していくことだろ

を申し上げてまいりました。昨年のシャングリラ会合におきましては、主張するときには国際法にのっとって主張すべき、力の威嚇や力による現状変更は行つてはならない、問題を解決する際は平和的に国際法にのっとって解決するとの三原則を繰り返して主張し、圧倒的多数の国々から賛同を得たところであります。

我々の三原則にのっとって全ての国が行動すれば、これはまさに平和が守られていくんだろ

○谷合正明君 終わります。

○藤巻健史君 維新の党の藤巻です。よろしくお願

まずは、この度の災害に遭われました皆様方に心からのお見舞いを申し上げます。

さて、日本を取り巻く安全保障環境ですけれども、これは極めて厳しい状況になっていると認識しております。一方、防衛の方ですけれども、アメリカ軍はやはり相対的に地位が落ちている。やはり他の国々、他のアジア地域以外の防衛にも必要です。中国の台頭等もありまして、防衛の面では力が落ちてきている。今こそ日本とアメリカとのチームワークが必要だという時期に入っていると認識しております。そのチームワークを今の現行の安全保障法制で守れるかどうかということになると、確かに疑問点が多い。

一番の例が、日本を守っている米軍の艦隊が攻撃を受けたときに、今の安保法制では自衛隊は手をこまねいて見ていなくてはならない可能性がある。仲間が攻撃を受けているときに手をこまねいて見ているということになれば、チームワークなどというのは崩壊してしまうわけです。

ですから、今こそチームワークを確立しなくちゃいけないということで、我が維新の党は対案を出しました。今対案を出さないということは今の安保法制のままで日本をきちんと守れると、それは違うだろうということで対案を出させていた

だいたいでございます。

確かに、ただ、対案を出させていただいたんですけれども、どこまで今の安保法制を改正するかというところに差がございます。政府案と我が維新の党とは差があるわけです。それがゆえに、政府案というものの対しては多くの憲法学者の方が違憲という判断を出し、そして我が維新の党には憲法学者の方が合憲というふうにおっしゃっているわけだと思えます。今日はその差を明確にしたというふうにご考えております。

確かに、世界の平和があつてこそ日本の平和があるという理屈も一理あると思えます。私も全否定はいたしません。しかし、それは憲法を改正してから議論することではないか、そこまで行くにはまだ時期尚早ではないかと思うわけです。

ということで、まず質問に入りたいんですが、まず維新の党の発議者である小野議員にお聞きしたいと思えます。(資料提示)

政府案は、世界の警察の役割の一部を担うことによる米国への配慮、要するに世界貢献まで一歩踏み込んでいくわけですね。一方、維新の党の対案というのは、あくまでも我が国の防衛、そのための範囲で米国へ配慮しようという発想の、思想の違いがあると思うんですが、それは正しいかどうか、小野議員、お願いいたします。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

我が党も、安全保障環境が大きく変化しているということ、そういった現実を踏まえて、一層日米同盟の強化をしながら、自国防衛を万全とするために、この公海上の米艦防護に関しても新たな安全保障法制を整備する必要があるという点は政府と認識を共有しているところでございます。

ただ、新たな安全保障法制も、他のあらゆる法律と同様に憲法に適合している必要がある、憲法適合性の範囲内で考える必要があるということです。この点、我が党は、自衛権の再定義を念頭に置きながら、目的、手段、効果、いずれを取って

も徹頭徹尾自国防衛のために行う必要最小限度の武力の行使は、憲法上も、また国際的にも容認されるという認識を持つております。

我が党案の武力攻撃危機事態は、我が国周辺地域に限定している、そして我が国に武力攻撃が及ぶこととなる場合にのみ米艦防護に関し自衛権行使を認めています。この意味で、あくまでも我が国防衛のための範囲で米国軍への配慮という先生の理解は正しいと考えます。維新案は、専守防衛の原則を貫き、自国防衛の目的に徹した法案ですから、専門家からも合意との評価をいただいているところでございます。

政府案の存立危機事態では、我が国に対する直接の武力攻撃が想定されない場合にも自衛権行使ができることとなっております、地理的限定もありません。武力行使の要件が極めて抽象的で限定されていないことから、歯止めがないと言われている。政府案は、専守防衛の理念の下、戦後一貫して積み上げてきた従来の憲法解釈を大きく転換する内容で、法的安定性もないために、ほとんどの憲法学者、多くの元内閣法制局長官から違憲と断じられています。このような現行憲法に反する法律を制定しようとするのであれば、まず憲法改正が必要になるのではないかと私も考えております。

○藤巻健史君 確かに、七十年間日本が安全であつたというのは、当然平和憲法もそうだと思います。でも、それと同時に日米安保が貢献したんだと思います。ですから、平和憲法を守りつつ、かつ安保同盟の不備な部分を改正するというのが正しい方向ではないかと私は思っております。

次に、総理にお聞きしたいんですが、アメリカ軍の、商船若しくはアメリカ本土が、要するに米国が、国が攻撃されたときに、米艦隊じゃないですよ、米国が攻撃されたときに、存立危機事態であると政府が判断する場合に、自衛隊は武力行使ができるのでしょうか。お答えいただければと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、今まで何回も申し上げているとおりでございますが、新三要件に当てはまらなければならぬわけでありまして、単に米国本土が攻撃される、米国の艦艇が攻撃されることによって我々は存立危機事態になるわけではございません。まさに、それが我が国の存立を脅かし、そして国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険ですから、がなければ、それは行わない。そして、これを排除するために他に適当な手段がない、言わば、そのときに、我が国の存立を守り、国民を守るために必要最小限度の武力行使をする。それでありまして、この三要件が付いているわけでございます。

ですから、単に米国あるいは米国の艦船、商船が攻撃されたからといって、これは三要件には当てはまらないと、こういうことになるわけでございます。最初の図で示していただいた中においても、まさにこの維新の案の説明にあるように、まさに我々の限定的な容認というの、我が国の存立に関わるというこれは容認でございます。その点では大分この維新の案にも似ているのではないかと。しかし、我々は、国際法的にそれはおかしいと、国際法違反であるという解釈は行わないというところでございます。

○藤巻健史君 総理のお答えをお聞きしていますと、新三要件に当てはまれば、米国が攻撃されたときも自衛隊が武力行使をする可能性があるというところは理解いたしました。それでは、維新の党の見解はいかがでしょうか。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

我が党の武力攻撃危機事態はそもそも他国防衛を目的とするものではありません。ですから、私どもの法案では、武力攻撃発生の対象として米国の商船とか米国本土などを想定していないことは

法制要件上も明確になっております。

我が党案では、条約に基づくこと、そして我が国周辺の地域において、かつ我が国防衛のために従事している米国軍隊に対する武力攻撃が発生したときにだけ、自衛隊による自衛権行使の可能性という前提条件となることを明確に規定しているところでございます。

〔理事佐藤正久君退席、委員長着席〕

○藤巻健史君 政府案ですと、新三要件さえ満たされれば米国が攻撃されたときでも自衛権が、武力行使ができるようになる、そういうふうにも解釈できるわけですが、そうすると、国民の皆さんは日本がどこまで軍事的、軍事行動に参画するのかよく分からないわけですね。ところが、維新の党の対案ですと、あくまでも非常に限定的で、外形的にも基準が明確で、具体的な適用要件というものはつきりしているかなというふうに思えます。

次に、また維新にお聞きしたいんですが、政府案では、存立危機事態が生じれば自衛隊は、まあ三要件が満たされればなんでもよいけれども、地球の裏側まで行く可能性はあるわけですね。確かに、今までの答弁を聞いていますと、今の政府はそんなことはないとおっしゃるんですが、やはり法律的に可能だということだと、国民は不安を持ってしまうと思うんですね。

じゃ、維新案では自衛隊は地球の裏側まで行く可能性があるのでしょか、お答えいただければと思います。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

もう先ほど来、我が国周辺の地域においてということをご想定していることは申し上げました。この我が国周辺の地域とは、単に距離のみによって画されているのではなく、我が国の領域を防御することと密接に関係している地域のことでございます。そこにおいて我が国防衛のために活動し

ている米艦に対し攻撃が発生することにより我が国に武力攻撃が及ぶこととなり得るような地域の範囲だということでございます。その範囲の限界については、周辺事態法の考え方と同じく、日米安保条約の極東条項に関するこれまでの政府の見解で示された地域、朝鮮半島とか東シナ海とか南シナ海などを越えることはあり得ないというふうと考えています。

なお、周辺事態における米国軍に対する後方支援についても、政府案とは違って、我が国の周辺の地域における事態という概念を維持しようと私たちの案はなっていますので、地球の裏側まで行くことはならないようになっております。

○藤巻健史君 確かに、日本を守っている米軍が地球の裏側まで行くなんていう可能性は極めて小さいと思いますので、小野議員の回答には極めて納得するものがあると思います。

次に、前回私がこの委員会に質問に立つたとき、私は政府に対して、アブダビからフジャイラまでのパイプラインが通っている、要するに、ホルムズで機雷掃海をする必要性を総理はおっしゃったんですけれども、このアブダビからフジャイラへのパイプラインがあるわけで、こういうことを、要するに迂回路があるわけですから、これをもって政府の言う存立危機機というのは発生する可能性はないのではないかと私は思うわけです。

要するに、立法する必要があると思うのに、要するに立法事実がないのに法案を作るというのは極めて危険なのかなと思うんですが、維新案ではホルムズ海峡の掃海は立法事実があると考えているのか、そして維新案でホルムズ海峡の掃海が可能なのか、お答えいただければと思います。

○委員以外の議員(小野次郎君) お答え申し上げます。

ホルムズ海峡での機雷掃海については、その機雷の敷設によって我が国に武力攻撃が及ぶことは考えられず、ホルムズ海峡は、また我が国周辺の

地域とは当たらないと考えております。そのため、武力攻撃危機事態の要件を満たすことはなく、維新案では、武力行使としてホルムズ海峡での機雷掃海を行うことはありません。

他方、今、ホルムズ海峡の掃海は可能なのかというお尋ねがありました。これにつきましては、停戦合意が成立した後の遺棄機雷の掃海活動であれば武力行使に当たらず、現行の自衛隊法八十四条の二で可能だと解釈されてまいりました。ホルムズ海峡のケースでも、こうした遺棄機雷の掃海と評価される事態であれば、政府案のような憲法違反の海外派兵という指摘をされることもなく機雷掃海を行うことが可能になると。

頭の体操としてお聞きいただきたいと思いますが、事実上の停戦状態にあること、機雷の除去について当事者間に争いがなくなどが確認されるような極めて限定的なケースかもしれません。その場合には、遺棄機雷と評価できる場合の要件を明確に定めることで、国際社会の要請に対して我が国として貢献する余地はあると考えております。

○藤巻健史君 立法する喫緊の課題でもなく、すなわち、立法事実がないのに法律を作りますと余分な自衛権発動の危険が生じると、そこがやっぱり国民の皆さんが不安を感じているところではないかと思うんですが、そういうふうな立法事実がないと思われるホルムズ海峡の掃海のこととは忘れたらいいかと思うんですが、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そもそもこの法律はホルムズ海峡の機雷掃海をするための特措法でございますから、それをするための法律ではなくて、我々はそれも可能であるということに申し上げたわけでございます。そのことをまず申し上げておきたいと思うわけでございます。

その上で申し上げますと、ホルムズ海峡を迂回するパイプラインが存在はいたします。しかし、ホルムズ海峡が封鎖されるような危機に際して

は、世界各国から利用の要望が殺到することが予想されるため、我が国が迂回パイプラインを通じて十分な量の原油を輸入することは極めて困難になる可能性は高いのではないかと、こういうことでございます。

このように、ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合に、迂回パイプラインが利用できたととしても、我が国へのエネルギー源の供給が滞り、国民の生死に関わるような深刻、重大な影響が生じないと言言することはできないわけでありまして、それは想定外だったということとは許されないと我々は考えているわけでありまして。

そのような場合に、法制の不備により国民の命と幸せな暮らしが守られないというようなことがあってはならないわけでありまして、新三要件に該当する場合には、我が国として機雷の掃海を行い、そのような危険を除去することができるようにしていくことが不可欠であると、こう考えているところでございます。

○藤巻健史君 次の質問なんですけれども、最後の質問ですが、この委員会をずっと聞いていますと、やはり個別自衛権かそれとも集団的自衛権かがずっと議論をしているわけですね。集団的自衛権は違憲だけれども個別自衛権は合憲であるという議論をしているんですが、冒頭申し上げましたように、日本と米国のチームワークをもって日本の防衛に当たらないといけないという事態になると、どうしても個別自衛権と集団的自衛権がぶさってくるんです。そのかぶさっているときを、部分を集団的自衛権か個別自衛権かという議論をするのは、これは神学論争で、ちょっと間違えているんじゃないかと私は思うわけなんです。

昔、オリンピックでは、プロとアマがいて、アマは参加してよかったけれどもプロは駄目だという判断があったと、私が小さい頃はそうだったと思うんですけれども、そのうちにセミプロというのが出てきたわけです。共産国のスポーツ選手、

セミプロ、そのセミプロがアマかプロか、そういう議論してもナンセンスで、最初は確かにオリンピックでもやっていましたよ。そのうちに、セミプロ自身がオリンピック憲章に合致するか否かで判断をしたと思うんです。

同じように、かぶさっている部分、集団的自衛権と個別自衛権がかぶさっている部分は、それを個別的自衛権か集団的自衛権かを議論をしないで、そのまま憲法に当てはめて合憲か違憲かを判断すべきかと思っています。

質問したかったんですが、時間が来ましたので、ちょっと意見表明ということで、終わらせていただきます。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

今回の台風に伴う甚大な豪雨災害で、鬼怒川の決壊を始め、全国の被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。

日本共産党も、救援、復興に全力を尽くしております。政府の万全の対策を求めたいと思うんです。

今日は、河野統合幕僚長の昨年十二月の訪米に係る米陸海空軍、海兵隊、国防総省トップとの会談記録について、総理及び中谷大臣にお聞きしたいと思っています。

防衛省は、私が示した資料と同一のものはないのか、一字一句同じ内容のものはないなどと提出を拒んでおりますが、昨日十日の記者会見でも、何しろ当の統幕長御自身が同じ題名のものは存在いたしましたと認めておられます。

問題は、統幕長が米側とどんなやり取りをしたのか、その中身であります。一連の会談で河野統幕長は、オスブレインに関しての不安定性をおおるのはい部の活動家だけであると発言をしています。が、これ、とんでもない発言ですね。

三年前の二〇一二年、在日米軍オスブレインの強行配備、その後の全国展開強行の中で、どこに落ちるか分からない、どこに落ちてもおかしくな

い、米軍は約束を守らないと、大反対の国民の声は広がっています。沖縄では、総理が直接お受け取りになられた建白書で、四十一自治体の首長、議長が配備撤回を強く求めてこられました。何が一部の活動家かと。

そこで、中谷大臣にお伺いをしたいのですが、私はこの委員会室で大臣にこの資料を手渡しをさせていただきました。大臣の立場なら、本当にこんな発言をしたのか、その真意は何なのか、まず統幕長に確認するのが当たり前です。ところが、大臣は、九月四日のこの委員会での井上議員の質問に、統幕長と会って話をしたが、発言の内容については直接尋ねなかったと答弁をされたんですね。

これ、なぜ直接確認しないんですか。

○国務大臣(中谷元君) 訪米の結果につきまして、は、昨年帰国した後、概要の報告を受けまして、九月二日にこの委員会のやり取りの後、話を聞きました。突然示された資料でございましたので、まずその存否の確認ということでやり取りをいたしました。その後、委員会がありました。それまで非常にいろんな行事や国会対応等もありまして、十分にその前の委員会までは事情を聞く時間がなかったんですが……(発言する者あり)九月七日に、委員から御提示のあった資料にあるようなやり取りの発言の実際の有無につきまして私から統合幕僚長に改めて聴取をしたところでございます。

その聴取の内容をお答えすることは、結果として公表を前提としていない会談の内容が明らかになることから、相手方との関係もあり、発言の有無についてお答えすることは差し控えていただきますけれども、このオスブレイの安全性につきまして地元の皆様方に御不安の声があるということとは地元の自治体の要請から十分認識をいたしておりまして、その上で、この昨年十二月の統合幕僚長の訪米時における発言内容等につきまして、私は、統合幕僚長から直接聴取をいたしましたし

て、オスブレイの安全性に対する地元の皆様方の御不安に係る認識についても不適切な点はなかったと判断をしております。

○仁比聡平君 いや、肝腎の本人のその肝腎の内容というのを、それはおっしゃる様に聞かれたんだしたら、ここでどんな答弁をしないといよ。安倍政権がともに調査するつもりがあるのかと問われていますよ、今。

総理にお尋ねしたいと思うんですが、この統幕長の訪米は、自衛隊オスブレイの導入、佐賀空港の配備が大問題になった佐賀県知事選のさなかでもあるんですよ。そして、一月、オスブレイ受入れは全くの白紙と強く訴えた新知事の勝利という民意が示されて、二月の五日のこの委員会室での私の質問に、総理は、現時点で地元の了解は得られていないと明言をされたのであります。

ところが、統幕長が一部の活動家などという認識を米側トップに話していたとなれば、これは重大でしょう。総理自ら確かめるべきではありませんか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 政府としては、オスブレイの安全性に対し地元の皆様が御不安の声があることは地元自治体等からの要請等によって十分に認識をしております。

なお、仁比委員が示された資料と同一のものの存在は確認できなかったものと認識しております。

その上で、昨年十二月の統合幕僚長の訪米時における発言内容については、防衛大臣が既に統合幕僚長から直接聴取し、オスブレイの安全性に対する地元の皆様の御不安に係る認識についても不適切な点はなかったと判断しているものと承知をしております。

○仁比聡平君 いや、文書の同一性がと総理までおっしゃるけれども、あるものはあるんですよ。来年度概算要求に佐賀配備の予算は計上されていません。総理に改めてお伺いをしますが、今も総理自身

の地元の了解は得られていないというこの認識は変わりませんね、総理。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) オスブレイについては、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、島嶼防衛能力の強化を図るため自衛隊への導入を図るものであります。昨年七月以降、地元自治体や漁協などに対して、自衛隊が導入するオスブレイの佐賀空港への配備等についてお願いをしているところではあります。現時点で地元の御了解は得られていないものと認識をしております。

政府としては、本件の安全保障上の重要性を踏まえ、佐賀県知事を始め地元の皆様の御理解と御協力を得られるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいりたいと思います。

○仁比聡平君 今も総理は了解は得られていないという認識を示された。その認識に反して、その県民ぐるみの反対の声に背を向けて、一部の活動家などと呼ばれる統幕長の発言は言語道断です。オスブレイをめぐることは、配備、運用とともに、整備拠点が問題となってきました。そこに関

わって、訪米会談で統幕長が繰り返しているリージョナルデポ、地域整備拠点とも言うんでしょうけれども、について続けて聞きたいと思います。

統幕長は、ワーク国防副長官に、十二月十八日、こう言っています。F35のリージョナルデポが日本に決まり感謝する、オスブレイのリージョナルデポについても日本に置いていただけると更なる運用性の向上となると日本側から要請しているわけですね。この点が九月三日の記者会見で記者から問われまして、パネルにいたしました。

(資料提示)

記者から、オスブレイのリージョナルデポの件なのですが、あれは佐賀空港での受入れが前提と考えてよろしいですかと聞かれて、統幕長は、F35のリージョナルデポにつきましては、日本では、オスブレイにつきましては、まだ決定

いたしておりません、この件については検討対象にはなると思っておりますと答えているんですね。

まず、大臣、このF35のリージョナルデポの意味を聞きたいと思います。いつ何が決まったということなのか、米国の構想を端的に御説明ください。

○国務大臣(中谷元君) 仁比議員が示した資料と同一のものは確認できませんでしたが、その上で一般論として申し上げますと、米国政府は、今後F35の全世界的な運用が予想される中で、ユーザ一国のF35の整備を効果的に実施するために、米国、欧州、アジア太平洋において、地域ごとに機体とエンジンを中心とした整備拠点、リージョナルデポを設けることを計画をいたしております。

このリージョナルデポでは、当該地域のF35の重整備、これは機体とかエンジンのことでありますが、それを実施することが予定をされていると。

米政府は、昨年十二月、アジア太平洋地域におけるF35の整備拠点を日本及びオーストラリアに設置することを決定した旨公表いたしました。日本における機体のリージョナルデポについては三菱重工業株式会社愛知県小牧南工場、エンジンのリージョナルデポにつきましては株式会社IHI東京都瑞穂工場を予定をいたしております。防衛省としては、空自F35Aを含むアジア太平洋地域におけるF35の維持整備を行うリージョナルデポを、まずは機体について平成三十年に設置するため、米国政府及び日米関連企業と調整を行うとともに、所要の経費の概算要求、これを行っております。

○仁比聡平君 その米国政府の決定というのは、これは十二月の十七日で、私が申し上げている会談の何と前日のことなんですね。アジア太平洋地域における集約的な整備拠点をつくるというわけですか。小牧というお話がありました。小牧基地は、

従来、自衛隊の輸送部隊、教育訓練部隊に空中給油機部隊が加わり、強化が進められてきました。さらに、アジア太平洋地域の整備拠点となれば、自衛隊、米軍のみならず、韓国軍だとかオーストラリア軍だとか、F35を配備しないし配備予定をしている、こういう外国軍機も飛来し、整備拠点とする構想だということになるわけですよ。そんなことは県民に全く知られていないし、自治体関係者、地元に関しても、知らなかったと驚愕されていますよ。

この小牧基地は元々県営空港です。それが、韓国軍やオーストラリア軍などアジア太平洋地域の外国軍の整備拠点に一変すると。これ、何を根拠にそんなことができるのか。外国軍機の飛来と整備、これ、いかなる条約上の根拠に基づいていることになるんですか、大臣。

○国務大臣(中谷元君) 我が国として、F35のリージョナルデポにつきまして、日本に設置されることによりまして我が国のF35の運用支援体制の確保、国内の防衛産業基盤の維持、日米同盟の強化、アジア太平洋地域における協力の強化の観点から意義があるものと考え、積極的に推進をしているところでございます。

防衛省が自衛隊機を含むF35の整備を実施するリージョナルデポの設置を推進する法的根拠は、防衛省設置法第四十三条、整備品等の調達、補給及び管理並びに任務の調達に関することや、同法の第四条第一号の防衛及び警備に関することによるものと考えております。

他方、日本のリージョナルデポにおける整備の対象におきましては、現時点において決まっているのは航空自衛隊のF35Aのみでありまして、在外米軍等のアジア太平洋地域の他のF35の整備につきましては、その整備予定も踏まえつつ、今後整備をしていくことになります。

したがって、他国軍機の機体を整備する際の個別の法的な論点につきましては、今後、他国軍用機の整備の実施について検討していく際に個別具

体的に検討していくわけですが、この他国の軍機の整備につきましては、国内法におきまして、航空機製造事業法との関係では、現在でも同法の許可を得た日本企業が在日米軍の戦闘機等の維持整備を行っていること、航空法による外国機の領空内の航行の許可等につきましては、これまでも飛来した実績がある、またもう一点、外国為替法との関係では、外国軍用機に対する整備の実施に係る許可を得る必要がありますが、平成二十五年三月の内閣官房長官談話によりまして、F35の整備につきましては武器輸出三原則等によらないこととされたことなどが挙げられますけれども、こういったことも踏まえつつ、引き続き検討していきたいと思っております。

○仁比聡平君 ともでもない話です。アメリカの構想は、外国軍機の飛来、整備なんですよ。基地の性格を一変させる、それをそんな勝手な言い分でやるということは認められませんか、許されませんか。

外国軍機の小牧基地使用の根拠について、今存在しないんだということを大臣が認めになったわけですね。米国のリージョナルデポ構想と、このリージョナルというものがアジア太平洋地域における集中的な整備拠点という意味なんだということはこの議論ではっきりしたと思うんです。

河野統幕長は、そのリージョナルデポをオスプレイについても日本に置いていただきたいと米側に要請している。オスプレイの運用も整備も日米一体化を進めようということですが、このもう一度パネルを見ていただきますと、そうした構想はまだ決定しておりませんが、検討対象にはなると言っているわけですね。これは何を、どんな見通しで検討しているというんですか。

○国務大臣(中谷元君) 防衛省が設置を目指しているのはオスプレイの日米共通整備基盤でありまして、これは、日本に所在する在日米海兵隊オスプレイと陸上自衛隊のオスプレイを木更津で共通に整備することを予定しております。

以外のアジア太平洋地域のオスプレイを整備することを予定しておらず、オスプレイのリージョナルデポといった計画、これはございません。

したがって、記者会見におけるあの統幕長の発言が、オスプレイの日米共通整備基盤をリージョナルデポであるかのように聞こえかねない発言をしたということは誤解を招きかねないものであったと考えまして、この点につきましてははっきりすべき措置をとるよう指示をいたしますが、現在、オスプレイにつきましては日米共通整備基盤というところで計画を考えているということでも、既に木更津において整備をするということも予定をいたしております。

○仁比聡平君 今大臣がおっしゃっている木更津の日米共通の整備基盤ということとリージョナルデポというのは、これ全く概念が違うわけですよ。統幕長が、この記者会見だけじゃないですよ、準備して訪米して、繰り返し米軍トップとこのリージョナルデポをと話している。それを定期整備と混同していたなんていうのはあり得ない。何を隠そうとしているのかと。日米間、ミリタリー・ミリタリーでこうした話をしておきながら何を隠しているのか。

総理、私は、このまま放置することなんてできないと思いますよ、総理の認識とも違う発言をやっている統幕長なんですから。総理の決断で、総理の指示でこの委員会に呼んでください。我々は、この国会招致、統幕長の国会招致を断固として要求するとともに、戦争法案、憲法違反の戦争法案は断固廃案と、このことを強く申し上げて、時間が参りました、この時間を潰す大臣の答弁も絶対許せない、申し上げて、質問を終わります。

○山田太郎君 日本を元気にする会、山田太郎でございます。

今回の災害被害に遭われた皆様には心からお悔やみ申し上げます、こういうふう思っております。

さて、今回、存立危機事態、まさに我が国が武

力攻撃を直接やられているわけでもないけれども対処するところでありまして、まさに隣の米艦並びに艦船がやられているときに助けなくていいのかと、こういうある意味で総理の分りやすい御設問の下に国民に説明された内容について、今日はその辺り、質疑したいと思っております。

実は、一昨日、中谷大臣の方にこのプロセスはそのとおりだということをお答えいただいているので、総理にもそうなのかということをお聞きしたいんですが、ちょっとパネルの方を見ていただきたいんですが、(資料提示) 存立危機事態、つまり、自国がやられているわけではなくて、他国の艦船がやられている、それが新三要件に当たるとい場合にはこういうプロセスを取るんだということを確認しています。

例えば、その艦長から本国への連絡があり、本国、これは例えば米艦船であれば米国の議論があつて要請を決定すると。日本に対して助けてほしいと在日の多分大使館等を経由して日本へ正式の要請が、これ大統領名になるのか、何らかの形でもつてされると。

そして、これが外務大臣等に連絡が行きまして、内閣官房等各署に連絡がされ、そしてここからかなり議論も時間掛かると思うんですが、要請等が本場に事実なのかということの確認、この国会でも随分、その要請書ということは最終的に明らかにされるのか、こんなことが質疑になっていましてけれども、それから情報収集をやつて、分析をして、対処基本方針というのを作らなきゃいけない。

これは非常に重要な文書でありまして、事後承認であれ、あるいは事前承認であれ、この対処基本方針書が国会で審議される。この対処基本方針書は、実は事態対処法によつて、九条の二項から、随分たくさん項目を作らなければいけないということになっています。事態が認定された事

実、その前提となったことをきちっと書き込んで、今後の方針を全て書いて、それから各命令承認、本当にほかに手段がないのかというのをどう分析したのか、こういったかなりボリュームがあると思われるものを作り、そして、将来これが法律違反、最高裁で否定されて大変なことになるから、いわゆる法制局の多分確認をしつかりやらなければいけない。

そこから、その書類が初めて整って、国家安全保障会議、NSC九大臣会議が行われ、そこでこの文書によって検討され、閣議でもって審議されて、対処基本方針が、これがきちっと国民にどんな場合でも公開される。そして、間に合えばということなんだと思いますが、国会の事前承認、又は間に合わないかと判断すれば国会の事後承認と、こういうことだと思っております。

そこで、不思議に思うんですけども、総理がよく言われる、隣の艦船がやられていて新三要件に当たる場合に緊急なものを対処しなくていいのかというふうに言うんですが、そもそもこのプロセスを経ると、一日、少なくとも数時間以上は掛かるんじゃないか。実は、今回の甚大災害においても、防衛出動するまでには実際には数時間掛かっているんですよ。そういった意味で、緊急対処というものが本当にこの法律でできるのかどうか、大変不思議でなりません。

是非その辺り、これはプロセスの正確性については前回中谷大臣には聞いております。総理、これはいつも総理が国民の皆さんに説明している内容ですから、本当にこれで緊急に隣の艦船あるいは日本人を輸送している当米艦船に対処できるのかどうか、その辺り、お答えいただけないでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、どの時点で存立危機事態と認定し、その存立危機武力攻撃をこれ排除していくことになるわけであります。

つまり、日本をミサイルから防衛をしている

イージス艦に対して、ミサイルがこれに対して、このイージス艦に対して攻撃が起った段階では、このプロセスを確かにやっているわけでは、これは時間的には当然間に合わないわけであります。

そういう明確な、今言った状況が起る明白な、その後日本を攻撃をするということに既に言っている等々から言わば三要件に当てはまるという中において、存立危機事態という認定がもう既になされている中においてこの米艦を防護することができると、こういうことになるわけでございます。

○山田太郎君 そうすると、他国からの要請という大前提がどのタイミングなのか、今の総理の答弁からはさっぱり分かんなくなっています。

もう一つは、実はこれ、大きな法律上穴があるんじゃないかと思うのは、武力攻撃事態の認定に関しても実はこのプロセスを取らなければならぬというふうな法律は読めるんですね。そういった意味で、ちよつとこの法案、特にこの辺り非常に重要な問題だというふうに思っております。いづれにしても、この法案がそのまま通つたとしても緊急事態には対処できない。であれば、きちつと国会のいわゆる事前承認を取るべきなんではないか、こんなふうな思っております。

もう一つ、国会の事前承認ということにおいては、まさに直接攻撃が日本がされていいない、だけれども、他国のもしかししたら戦争に巻き込まれてしまふんではないかと。もちろん、日本がやられているときにはそんな悠長なことは言っていられないので、対処するというのは分かれますが、世界中で軍事介入をしているアメリカを何らかの形で助ける、それが新三要件だということを政府自身が判断してしまつたかすると、そのままって戦争に日本は巻き込まれるんじゃないか、これがやっぱり一番国民の不安な部分だと思っております。

さきの太平洋戦争なんかでも、私自身は、もし

かしたら、ある意味あれが存立危機事態だといつて、つまり、物資が日本に届かない、ハル・ノートを突き付けられた、直接日本がああときやられていたわけではなかったんだけれども真珠湾攻撃に至つたのではないかと。これも、やはり政府の判断でもっていわゆる戦争が始まつた。でも、事後承認だといふに言つたとしても、既に紛争や戦争が始まつてしまつてから国会でもっていいだの悪いだのということを議論していても後の祭りなんであります。

そういった意味で、政府は、あるいは我々国会は、連帯して国として国民の命を守っているわけであります。そういった意味で、自国がやられていない場合については必ず国会の事前承認、国民がやはりこれは存立危機だと認める場合、そしてそのもの、この法律は、緊急の場合には現在の場合は対応できないというふうにも読み取れますから、例外なき国会の事前承認、この辺り、是非総理にも御答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど私が言つた例は、当然、もう米国に対する武力攻撃は既に発生して、当然その中で要請があるということを含めて申し上げているわけでございます。

そこで、例外なきということでございますが、今回、この流れの中で対処基本方針の策定が必要になるわけでございます、この対処基本方針において、言わばいとまがないということについて、なせいとまがないんだということも御説明をすることになつていくわけでございます。それも含めてこの対処基本方針を国会で御承認いただくことになるわけであります。事態認定の前提となつた事実や、事態に対処するための武力の行使が必要であると認められる理由などの中で、政府としていとまがないと判断するに至つた緊急性を客観的、合理的に説明することになるわけであります。

いづれにせよ、事前の国会承認が原則である防

衛出動については、政府としては可能な限り国会の事前承認を追求していく考えでありまして、政府が恣意的に国会の事前承認は不要であるという判断をすることはございません。

○山田太郎君 いとまの話は今日取り上げなかつたんですが、丁寧にお答えをいただきましたけれども。

廃案なのか、対案でもって法文でこれを押さえていくのか、我々はプロセスの中で修正ということとで国会の中で仕組みを押さえていく、又は原案のままの通過、国民にとっては四つの判断がこの国会では問われているんだというふうに思つて、我々は、頑張つてこれを修正に持つていって、いわゆるきちつと国会が関与していく仕組み、国民が関与していく仕組みをつくっていくということをお願いしたいと思います。

○和田政宗君 次世代の党の和田政宗です。

まず、今回の大雨災害により、私の地元、宮城県でも大きな被害が出ており、東日本の各地の被害は甚大です。お亡くなりになられた方に心からお悔やみを申し上げます。そして、今も各地で救出を待っている方がいらつしやいます。政府におかれましては、こうした方々の速やかな救出を引き続き行つていただきますようお願いいたしますとともに、被害を受けられた方の生活再建が速やかになされるようしっかりと手を打つことを切に望みます。

まずお聞きをしたいのは、先週、北京で行われた中国の軍事パレードについて聞きます。

初公開の兵器もあり、日本を射程に入れるミサイルなど大量の兵器がパレードするということんでもないものであつたわけでありまして、政府は、このパレードで公開された兵器が我が国にもたらす脅威についてどのように分析しているのでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 先日中国の記念式典、兵士約一万二千人を動員した軍事パレードにおい

て、約四十種、およそ五百件の陸上装備と、約二十種類及び二百機の航空機を披露いたしました。中国側は、それらが全て国産製、国産装備で、八割以上が初公開であると説明をいたしております。

中国、非常に二十五年にわたりまして高い水準で国防費を増加させ、軍事力を急速に強化をしておりますので、今般の軍事パレードというのは、軍事力の近代化、この成果を内外に示したものだと思っておりますが、中国の最近の動き、これはA2AD能力の強化、また歩兵部隊の機動力の向上のほか、空挺、水陸両用特殊部隊等の強化を図っております。また、海空戦力によりまして、より遠方での作戦能力向上の構築、弾道ミサイル等につきましても残存性や即応性の向上などを図っているわけでございますが、こういった中国の動向等につきましては、この中国の軍事安全保障に対する不透明性と相まって、我が国を含む地域、国際社会の安全保障の懸念となっておりますので、今回の軍事パレードで登場した装備につきましてはもう既に中国が保有又は開発中と以前から知られたものでありまして、防衛省としては、パレードを通じ、これまでの中国の軍事力に関する評価を改めて確認をしたという認識でございます。

○和田政宗君 近くに脅威がなければ、これはゆつくり国防について考えて、そういった時間もあるのかなというふうに思うんですが、こうした脅威があるからこそしっかりと国の守りを固めなくてはならないわけですね。

こうした中国の行動を考えた場合に、その歴史や戦いの考え方を見てみるとよく分かつと思うのですが、例えば孫子の兵法、これは戦いの理論としては優れていますが、基本原理は兵は詭道なりであり、戦いの基本を詭、偽りだますこととしており、歴史としても、戦いや征服の繰り返しであるわけですね。一方、日本の優れた兵法書として闘戦経がありますが、基本原理は誠、誠実の

誠でありまして、日本は、歴史としても戦乱は少なく、和を重んじてきた歴史があります。

今回の法案は、戦争法案などというレッテル貼りも行われておりますけれども、私は、我が国をしっかりと守っていくための第一歩であると考えております。

国を守ることに於ける総理の基本理念を改めてお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) まずもって、外交を通じて平和を守ることが基本である、重要であることは言うまでもありません。

私は、就任以来、五十四か国を訪問し、そして三百回近い首脳会談を行ってまいりました。そして、法の支配を重視する立場から、主張するときには国際法ののっとって主張すべきであり、力の威嚇や力による現状変更は行つてはならない、問題を解決する際は平和的に国際法ののっとって解決するとの三原則を繰り返し主張してまいりました。そして、圧倒的多数の国々から賛同を得てきたところでございます。今後も、地球儀を俯瞰する観点から、積極的な平和外交を展開をしていく考えでございます。

その上で、万が一の場合に備えていくのも必要でありまして、この法案はまさに紛争を未然に防ぐためのものでありまして、もし日本が危険にさらされた際には日米同盟が完全に機能するようにになっていく、それを世界に発信することによって紛争を未然に防いでいくことにつながっていくわけでありまして。

まさに、我々は誠、誠意を持って外交を展開をし、そして透明性を持って我々は、私たちの防衛力は国際社会に示していきたいと、このように考えているところでございます。

○和田政宗君 これは政治家であれば、すなわち国民であればということでもあると思うんですが、けれども、戦争は絶対に巻き込まれたくないし、起こしたくないというふうに思っているわけですね。我が国の守りをいかに固めていく

か、これをやはりしっかりと高めていくことが国民を守ることにつながっていくんだろうというふうに思っております。

次に、我が党が新党政改革、日本を元気にする会と共同で提出している修正案に関連して聞きます。

私は今、この安保法案に対して、声の大きい人たちの論が一方に偏ることについては大変危惧をしております。例えば、満州事変の際、若槻内閣は不拡大方針を取りましたが、これに対し新聞や世論はこぞ若槻内閣は弱腰だと批判をしまして、結果として不拡大方針を覆しました。いつときの熱気に流されることなく、冷静に客観的に日本が置かれた状況を直視することは我が国を守るために重要です。また、満州事変においては、軍部の行動の評価は別として、結局、内閣や国会の統制が軍部に利かなかったという事実があります。

今、国民の皆さんが今国会での安保法制成立に対して慎重な考えを持っているのも、安保法制に規定されている様々な事態において政府が勝手に物事を進めてしまおうのではないかと不安があるわけですね。

私は、多くの国民が賛同してこの安保法制を成立させるためには、例外なき国会の事前承認といった国会の関与を強化する必要があると考えます。そして、やはりどうしても対処できない緊急の事態があるのであれば、除外規定を設けることを次の国会以降で議論していくことが今国会での安保法制成立のために重要であると考えます。総理の見解をお聞かせください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回の平和安全法制の策定に当たっては、自衛隊の活動について民主的統制を確保するため、国会の関与は極めて重要であると考えております。

国会の関与が必要な活動については原則として事前承認としております。あくまでも例外として事後承認を求めているものもありますが、原則は

あくまでも事前承認であり、政府として、可能な限り国会の事前承認を追求していく考えであります。

いずれにせよ、御党と日本を元気にする会、新党政改革が共同の修正案を提出されたことについては敬意を表したいと思います。現在、与党との間で協議が行われているところと承知をしておりますが、政府としてはその協議の結果をお待ちをしたいと、このように考えております。

○和田政宗君 時間ですので終わります。

○中西健治君 無所属の中西健治です。

まず、大雨の被害を受けた方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

質問に入らせていただきます。

総理は、昨年七月一日の閣議決定後の記者会見において、日本人親子が乗船した米輸送船のパネルを示しながらこうおっしゃいました。「日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る。それができるようにするのが今回の閣議決定です。」、こうおっしゃられました。そのため、多くの国民が、この日本人親子の存在は存立危機事態の認定に不可欠な要素であると信じたんだと思います。ところが、中谷大臣は同じ事例で、存立危機事態の認定に当たって不可欠ではない、こういうふう

に答弁をされました。

日本人親子の存在意義が分からなくなってしまうたことではないかと思えます。あのパネルは何だったのか、こういう疑問が湧いてまいります。

改めて総理にお伺いしたいと思います。パネルを示して御説明をされた総理の脳裏の中でも、認識の中でも、存立危機事態の認定に当たってあの日本人親子の存在は不可欠ではなかった、こういうことだったんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大変いい質問をしていただいたと思います。まず、なぜああいう説明をしたかということですが、あのパネルで説明をしたように、ま

さに紛争から逃れようとしている日本人、日本人親子でもないんですが、それを運んでいる米国の艦船が攻撃をされても近傍にいる自衛艦は助けることができない、これは中西先生、事実であります。それがそのままでいいのかというのが私が投げかけた疑問であります。そして、まさにそうした我々は国民を守るためにどうすればいいかという問題点、課題に取り組んでいく責任があります。それを放棄をしないでいいのかというのが私の疑問であるわけがあります。

同時に、実際にはどういうオペレーションになつていくかということですが、まず認定に当たっては、これは三要件ということになつていくわけですが、三要件に当てはまればそういう認定になつていくわけがあります。そういう認定を行っていく中において、認定を行っていく中において、そして、当然、その中では紛争が起こつて、言わば日本人も含めて避難民を日本に運んでくる米国の艦船が攻撃をされるということは、当然これは認定する要件になつてくるわけでございます。

しかし……（発言する者あり）済みません、皆さん、静かに聞いてください。せっかく中西さんが私に質問をして、中西さんは何も言っておられないんですから、民主党の方々が一々やじをするのはやめていただきたいと思ひます。

そこで申し上げるのは、これはもう既に何回か私は説明をしていることですが、そのエバキューションを行う中においては、朝鮮半島でもし起こつたとすると、そこから難民が日本にやつてくる、一回やつてくるわけでありまして、その中にはいろんな国の人たちがいるわけでありまして、米国人もあればほかの国もあれば日本人もいるわけでありまして、そこで、例えば米国と共同のオペレーションをするときに、日本人が乗っていればその船は守るけれどもゼロだったら守れませんということになれば、これはそもそもエバキューションのプランは成り立たないわけであ

ります。

こうした答弁を私はもう既に衆議院の段階で何回も答弁として行っているわけでございますので、ですから、当然乗っていない船を守ることもあり得るということとは、これはもうかなり早い段階で私は答弁をしているということは申し上げておきたいと思ひます。

○中西健治君 ですので、今、端的にお答えいただければと思ひましたけれども、存立危機事態の認定に当たっては日本人の乗船は不可欠ではないということをお認めいただいたということだと思ひますが。

そうしますと、ちょっと不可思議な答弁がほかにもあるというふうに思ひますが、それはほかにかというところ、七月に、これは民主党の岡田代表とのやり取りだと思ひます。存立危機事態の認定要件について議論をされていて、総理は、多くの日本人が乗っている可能性がある船を攻撃することから日本に対する攻撃意図がうかがわれ、存立危機事態に当たると、こういうふうに答弁をされています。

日本人が乗っていることが存立危機事態に当たる、こういう答弁をされていますが、この説明は成り立たなくなるんじゃないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それを先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、まさに日本に逃れようとしてきている日本人が乗っている船が、これが、まさにこれは米国の艦船でいる船が攻撃をされる可能性がある場合は、それは存立危機の認定のこれは要素になるということは私、今申し上げたとおりでございます。これはまさに三要件、三要件……（発言する者あり）済みません、もうやじるのはやめていただけますか。大切な議論なんです。

○委員長（鴻池祥肇君） 御静粛に願ひます。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 皆さん、静かな環境の中で議論しましょう。よろしいですか。

それで、その中で大切なことは、まさに三要件

がこれは認定要件であります。そして、例えばその中において、今例として申し上げたように、近隣で紛争が発生をして、そしてまさにそこから、そこから逃れてくる日本人を運ぼうとしている船が攻撃をされる可能性があるということ、あるいはまた、そこで紛争当事国である国が米国の攻撃をしていて、かつまた日本に対する攻撃の意図も示しているということになつてくれば、これは当然三要件に当てはまつてくるということでは申し上げているわけがあります。その中で、その中で実際のエバキューションにおいて日本人が乗っていない船をこれは守り得ることは、当然守り得るということでございます。

○中西健治君 邦人の乗船が判断要素の一つである、こんなようなお答えだと思ひますけれども、そうしますと、日本人が乗船していれば存立危機事態の認定の確度が高まる、乗っていないければ確度が低い、そういうことでよろしいんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今私が申し上げましたのは要素の一つなんです、あくまでも三要件でありまして、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険であります。つまり、明白な危険があると我々は判断する中において、これは当然、今委員が挙げられた点は要素になつてくる。当然、近隣国でそうした紛争が……（発言する者あり）済みません、静かにしてください。（発言する者あり）

○委員長（鴻池祥肇君） 御静粛に願ひます。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） よろしいでしょうか。今、私は中西先生にお答えをしているわけでありまして、私の言葉が通じないというふうに考えるわけでございますので、少し静かにしていただきたいということを今委員長に申し上げているわけでありまして。

そこで、まさにその国から、当該国から日本に逃れてくる人々を米国の艦船でこれは当然運ぶということが想定されるわけでございます

し、これは日米でそうしたことは既に様々な議論をしているわけでございます。その中で、その船がこれは攻撃をされるということは、当然日本人がこれは攻撃をされることにつながっていくわけでありまして、三要件に当てはまるという可能性があると、こういうことでございます。

○中西健治君 ほかにエバキューション計画のことについてもお聞きしたかったんですが、まあちょっと時間がなくなつてしまいましたので、まだまだ質問点はあるということをお願いして、今日の質問は終わらせていただきます。

○吉田忠智君 社会民主党の吉田忠智でございます。

関東、東北地方の今回の豪雨災害におきまして、亡くなられた方々に御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

社民党も対策本部を立ち上げました。できるだけ邪魔にならないように現地調査にはお伺いをして、また必要な対策を政府には求めていきたいと思ひます。特に、政府には人命優先で万全な対応を求めたいと思ひます。

今日は、限られた時間でありまして、できるだけシンプルに質問をさせていただきます。

昨年の七月一日の閣議決定、私は明らかに憲法違反だと思ひます。一九七二年の政府見解、この基本的な論理を使って、その中に限定的な集団的自衛権の法理も含まれていた、そのような答弁も法制局長官からこの間ございました。そして、結論は、集団的自衛権行使は、できないから、できる、そして理由は、安全保障環境が変わつたから。それでは説明が不十分、説得力がないということで、一九五九年の砂川判決を持ち出した、そのように私は理解をしています。そして、去年の七月一日の閣議決定は撤回をすべきだ、個別自衛権の範囲内で日本ができることをすべきだということを一貫して主張してまいりました。

そして、六月四日、この戦争法案の審議が始まりまして、衆議院の憲法審査会におきまして、自民党推薦の長谷部先生を始めとして三人の憲法学者の皆さんが憲法違反だ、そのような発言を明言をされました。私の認識では、明確に公式の場で合憲だと言っている憲法学者は三人しかいないと理解をしています。ほとんどの憲法学者が違憲だ、そのように発言をされています。

そして、内閣法制局長官OBも、この衆議院の特別委員会の参考人質疑の場に出てきて、議事録が残る場で法の番人として憲法違反だ、そのようにはっきり言われました。

そして、自民党のナンバーツー、ナンバースリーであります高村副総裁、谷垣幹事長が所属をする、また公明党のナンバークワン、ナンバークワーツであります山口代表、北側副代表が所属する日弁連も全会一致で憲法違反だという決議をしています。

そして、高村副総裁は、憲法の番人は最高裁だ、憲法学者ではない、そのように言われました。(資料提示)

そして、パネルに書いておりますけれども、山本庸幸最高裁判事、二〇一三年八月二十日の就任時の公式会見で、武力行使は我が国が攻撃された場合に限り例外的に許されると過去半世紀解釈されてきた、集団的自衛権の行使を憲法の解釈で認めることは難しいと思う、そのように述べられています。そして、元最高裁長官の山口繁さんは、少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ない、言わねばならないと言われているわけであります。

総理、今まで安全保障関連法案、随分国会で議論してきましたけれども、法律の専門家がこれほどまでに憲法違反と主張してきたことは私は前例がない、そのように思っています。総理の認識をまずお伺いします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化する中で、国民の命と平和

な暮らしを守り抜くためには、砂川判決の言う必要な自衛の措置とは何かをとことん考え抜き、万 one のために隙のない備えをつくっておく必要があります。これが政治家や政府に課せられた最も重要な責務であると私は考えております。

今回の平和安全法制は、とことん考え抜いた結果であり、昭和四十七年の政府見解で示した憲法解釈の基本的論理は全く変わっていません。これは砂川事件に関する最高裁判決の考え方も軌を一にするものであります。平和安全法制は、この最高裁判決の範囲内のものであり、違憲との批判は当たらないと考えております。

今後とも、政府としては、様々な御意見に真摯に耳を傾けながら、一人でも多くの方に御理解をいただくよう努力を重ねていきたいと考えております。

○吉田忠智君 最高裁の現職の判事が、そして最高裁長官OBが発言をしていることについて、どのように総理としては受け止めておられますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 元最高裁長官の御意見についてでございますが、今やこれはもう退官をされて一私人になられている方でございまして、その私人の方について一々コメントをするのは差し控えさせていただきたいと思っております。

○吉田忠智君 二〇一三年に、山本、今の最高裁判事も主張されていますけれども、そのことについてはどういうふうに思われますか。現役ですよ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 現役の方がおっしゃっているのは、完全な集団的自衛権の行使を認めるなら憲法違反、改正する必要があると、こうおっしゃっているわけでありまして、我々は、これは三要件付きでありまして、限定的な行使の容認でございます。まさに、完全なということとは、当然それを意識しておっしゃっておられるんだらうなど、このように思います。

○吉田忠智君 完全とも限定とも言っておりません。集団的自衛権行使について言及されておられます。いかがですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) その上で、今、吉田委員からお渡しいただいたところに書いてあることを今、私、読んだわけであります。これをちよっと読んでいただきたいと思います。完全な集団的自衛権の行使を認めるなら憲法を改正するしかないだろうと、このように述べておられると承知をしております。繰り返しになります。私が、私たちが行った言わば解釈の変更は限定的なものであり、三要件を付けているわけでありまして、他国のために行う集団的自衛権ではなくて、まさに我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、そして幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるときに、そして他に手段がない、さらにはその行使は必要最小限度にとどまるべき、この三要件が付いているわけでございます。

早速質問に入ります。武力行使新三要件の中の主観的判断部分、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合とは、日本が武力攻撃を受けた場合という客観条件で全て言い尽くされる、主観条件は、もう今までの客観条件で全て言い尽くされると、私はこのように考えております。すなわち、日本国憲法下で許される自衛権発動の三要件の第一、まさに我が国に対する急迫不正の侵害がある、こういう客観事実で十分であると、こういうふうに思っております。

○吉田忠智君 全く、テレビを御覧になっている国民の皆さんは、憲法違反だという疑念、晴れないと思えますよ、総理の今の説明で。

自衛権については、昭和六十年九月二十七日の政府答弁書では、憲法第九条下で認められる自衛権の発動としての武力の行使は、我が国に急迫不正の侵害があることなど三つの要件に該当する場合に限られると、こういうふうに言っているわけでありまして、いかに取り繕おうとも、武力新三要件はこの枠を超えている、すなわち違憲であると私は思わざるを得ません。

総理、やっぱり断念すべきですよ。ここは踏みとどまって、撤回して考えるべきじゃありませんか、最後。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) その考えはございませぬ。

○委員長(鴻池祥肇君) 時間です。

○吉田忠智君 はい。

戦争法案廃案を求めて、質問を終わります。主賓了君 生活の主賓了であります。

まづもって、この度の豪雨災害で被災された皆様に私からもお悔やみとお見舞いを申し上げます。

堂々と国民の理解を得た上で憲法を改正するべきであるというふうに考えますが、以上二点についていかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我が国の憲法には第九条があつて、一項、二項があります。自衛権の行使については、全くこれは触れられていないわけでございます。

そこで、昭和三十四年の砂川判決によって、平和的生存権を引いた上で、そして憲法十三条にもありますように、生存権そして幸福追求権、まさに命を守り、そして自由や幸福追求の権利を、これを守ることができると、この理解から、この判決においては、まさにそうした憲法の平和的生存権を引きながら、必要な自衛の措置をとり得ることは国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならないと、こう判例で、判決を示しているわけでございます。

この必要な自衛の措置とは何かということにおいての解釈で、昭和四十七年の解釈で、この砂川判決と軌を一にする中において、必要最小限度の自衛のための措置をとり得ることができると、こう解釈をしたわけでございますが、この中には、しかし、当時の状況の中から、集団的自衛権の行使は必要最小限度の中にとどまらなないと、こう考えたわけでございます。

しかし、もちろんそれは、全てこれは、フルサイズの集団的自衛権ということこれは当時から念頭に置いているわけでございますが、しかし、安全保障環境が大きく変わる中において、もはや一國のみで自国を守ることができないという中において、日本は日米同盟によって共同対処して日本を守るわけでありまして、その中において、まさに我が国の存立を守るための、国民の命を守るための集団的自衛権の行使はあり得ると、こう考え、三要件として、我々は三要件を付して……(発言する者あり)三要件を付して、まさに我々は、この四十七年の見解の解釈の範囲内において我々は当てはめを変えて、国民の命、それ

は必要な自衛のための措置だと、こう考えるに至ったわけでございます。

○主濱了君 いずれ、他国を守るのであれば、憲法を改正して対応するべきである。どう思われますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 他国防衛そのものを、そのために今るる説明をしたわけでございますが、他国を守るためのものでは、それは確かに今おっしゃるように、他国を守ることを目的とするものであれば、それはまさに、これはフルに認めていくという集団的自衛権の行使であれば、これは憲法改正をする必要があるわけでございますが、まさに私たちが解釈の変更を行って行使できると考えたものは、これはまさに我が国の存立を全うするため、そして国民を守るためにのみ行使し得る集団的自衛権の行使というものがあつて得るということ、その解釈の変更を行ったところでございます。

○主濱了君 御丁寧な答弁ありがとうございます。一問で、一問で六分使いました。

それでは、ちよつと予定を変更して、私の意見だけを述べさせていただきますと思います。

安倍政権は、日本国憲法を改正せずして提出の安保法案を今国会で成立をさせようとしているということでありまして。その合憲の根拠というものは、何回も出てきておりますけれども、砂川事件最高裁判決と昭和四十七年政府見解しかないということでありまして。

ただ、しかし、砂川刑特法事件の最高裁判決の判示は、第一に、日米安保条約に基づく米軍駐留が日本国憲法第九条第二項の戦力不保持の原則に違反するか否か、それから、第二に、米軍駐留が憲法第九条全体及び前文の趣旨に反するか否か、この二つの争点についてなされておられ、それに尽きているわけでありまして。それ以外の何物でもないわけでありまして。そういうことなんですよ。それから二つ目、この昭和四十七年政府見解は、集団的自衛権を明瞭に、明瞭に明確に否定を

しているんですよ。それがどうしていいことになるわけですか。昭和四十七年政府見解は集団的自衛権を明瞭に明確に否定をしていると、これ以上の何物でもない、こういうことなんですよ。いずれ、この二つの根拠は、こういうふうな、私が見てもおかしいというふうに思うんですが、いずれ論破されると、これは間違いないと私は思っております。その際はもう大変なことになつてしまひますよ。この法案全体が違憲になるんですよ。

そこで、提案であります。時間になりましたので、提案だけさせていただきますと思います。一旦、今出されている安保法案を撤回をして、取り下げていただいて、そして合憲であるか否かをもう一回点検してみたいかがでしょうか。

以上で私の質問を終わります。

○荒井広幸君 新党改革の荒井広幸です。国民を守らない憲法があるのかというのが私のそもそもの考え方です。そういう形でぎりぎりということができるかということで、私は、今回、ぎりぎり憲法の許容する範囲の法案であるというふうに認めております。

本日は、先ほど、元気の山田さん、そして次世代の和田さんからもありましたけれども、存立危機事態について議論が交わされていますが、パネル、資料を御覧いただきたいんですが、(資料提示)もう一つ重要影響事態というのがあります。これがCです。このCの場合のいわゆる国会承認ということを考えてみたいと思います。

このパネルでいいますと、Dは日本に関わるといふ場合です。そして、Cという場合は、これは日本に関わりません。非常にこれはもう日本が、そして国民の皆さんが攻撃されていると裏腹の状態がDですね。Cは、それよりは直接的ではないということですが、後方支援です。点々々の下を御覧ください。そして、このBの部分、Bの部分ちよつと見ていただくと、ここは国際の平和に資するための後方支援なんです。CとBの違いは日

本が目的であるか国際平和が目的であるかということの違いなんです。共に後方支援なんです。どういふふうな違いがあるか皆さんの図表を御覧いただきたいと思うんです。この図表でございますが、この図表を見てまいりますと、目的が我が国の平和、安全に資するか、国際社会の平和、安全に資するかというので、我が国なのか国際かの違いなんです。対応措置、つまり自衛隊の活動内容はほぼ一緒です。後方支援の活動、捜索救助活動、そして活動範囲、武器使用権限、基本計画などほとんど一緒なんです。

ところが、御覧いただきますと、国際の方が全て例外なく事前承認なんです。しかし、同じ中身でも日本というところでは、これは原則事前承認というふうになつております。どうしてこのような差があるのか。同じ活動で、目的だけが違う、日本と国際と、しかし自衛隊の任務はほとんど同じなんです。どうして事前と事後が違うのか、矛盾があると思ひますけれども、外務大臣、お答えいただけますか。

○国務大臣(岸田文雄君) このBとC、国際平和と共同対処事態と重要影響事態の違い、まさに委員が今説明をされました。

Bの国際平和と共同対処事態は、国際の平和及び安全に寄与するといふものであります。よつて、時間を掛けても国民の理解を得る、例外なく事前承認とされていきます。一方、重要影響事態、これはまさに我が国に戦禍が及ぶ可能性が生じる、事態が急速に悪化して我が国に戦禍が及ぶ可能性が生じる、よつて迅速に対処しなければ我が国の平和や安全に支障を来す、こういった可能性があり、こういった事態であると認識をしております。

そういったことから、こちらの重要影響事態については、原則は事前承認としておりますが、例外も認める、こうした考え方に立っていると、これがこの両方の対応の違いの理由であると考えます。

○荒井広幸君 そうなりますと、NSCの事務方に聞きますが、この図で御覧いただきますと、Dの方は日本が直接、国民の皆さんが直接攻撃されていると同じぐらいの危機の状態がDなんです。これは国会が撤退決議できるんです。やめなさいってできるんです。ところが、今ほど大臣が御説明されましたけど、Cの場合も、Dの場合よりも切迫さは少ないとしても、Cの場合に、なぜ国会決議で撤退を盛り込まなかったのか、こういう矛盾が出てまいります。NSC担当者、いかがですか。

○政府参考人(土本英樹君) お答え申し上げます。

先生御指摘の存立危機事態におきましては、先生御指摘のとおり、「国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。」と法文上規定されております。これは、存立危機事態は武力の行使をしなければ国民に深刻、重大な被害が生じる事態であり、武力の行使に関わる特に重大なものであることから、「国会が対処措置を終了すべきことを議決したときは、対処基本方針の廃止につき、閣議の決定を求めなければならない。」としているものでございます。

他方、御指摘の重要影響事態における対応措置は、あくまでも我が国が武力を行使し得ない状況において行う後方支援等にとどまるものでございますので、法文上明確にそのようなものを規定しているということではございません。

○荒井広幸君 つまり、ここで非常に難しいのは、国際平和のためなら後方支援でも全て国会承認、しかし、日本の場合、存立危機よりも切迫度は少ない、つまり直接日本に関わる度合いは少ないのに、これは事前承認でなくともいいという。じゃ、同じように、武力攻撃事態という意味での武力攻撃を使う存立危機事態、Dの場合ですね。この場合は撤退を認めているけれども、皆さんの言い分では、やっぱり日本が危ない状態だからとCのことを言うなら、Cだってやっぱりこれは撤退ができるように国会議決を入れておくべきですよ。

だから、こういうあやふや、ちぐはぐさが私は心配するんです。この法律は必要であつても、国民のシビリアンコントロール、国民の監視の目を入れるためには、やっぱり一度立ち止まって、政府とともに判断をし、必要ならば政府と国会が一緒になつてすぐ答えを出します、一日、三日で答えを出せます。そして、拍手で自衛隊の皆さんに頼むぞと送り出すのが本筋であらう。そして同時に、駄目な場合は駄目だと歯止めを掛けます。やめなさいということをお願い申し上げます。こうした観点を私たちは申し上げている。

特に、安倍総理の場合は私は心配はしていないんですが、官僚が、そしてNSCの外務省や防衛省がどんな自分たちの判断を優先してくるような、過去のアイゼンハワー大統領が、いつも例に出しますが、軍産複合体のような形で好戦的になるおそれがあります。どんな予算を増やしていく、その結果、福祉に回す予算がなくなる、財政赤字に陥る、こういう問題点もあるわけですから、どうぞ国会が国民の皆さんとともに監視をして、万が一のことが起きないように進めてまいりたいと思います。

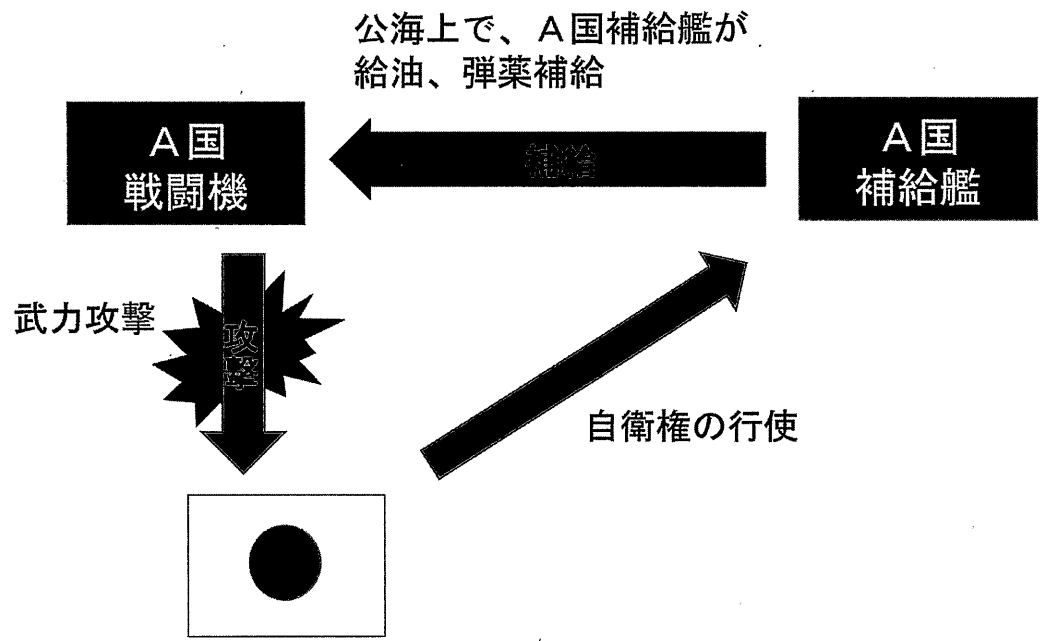
先ほどの我々の三党に対して、総理の最後の言葉で、五党の協議を見守って対処すると、こういうことでしたので、五党の協議を進めながら国会の皆さんとしっかり議論をして、監視をできる体制をつくってまいりたいと思います。

○委員長(鴻池祥肇君) 本日の質疑はこの程度といたします。

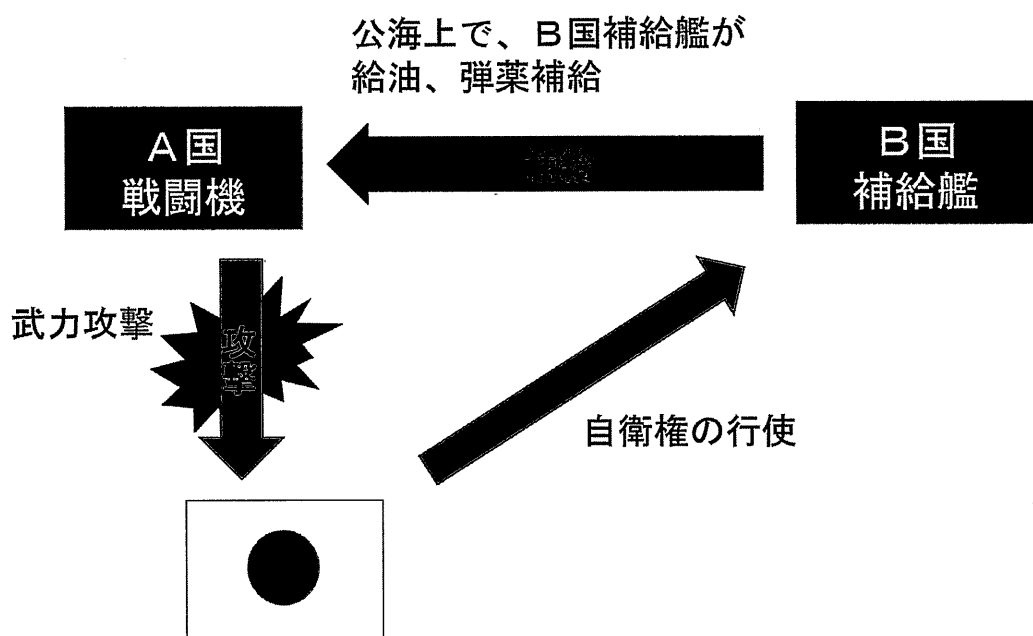
午後四時二十五分散会

〔参照〕

(福山哲郎委員資料)



【出典】福山哲郎事務所作成
平成27年9月11日 参議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 福山哲郎



【出典】福山哲郎事務所作成
平成27年9月11日 参議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 福山哲郎

後方支援する第三国への対応 ①

【中谷 国務大臣 答弁】

我が国に対して武力攻撃を行っているのはA国ですよね、A国が日本に武力攻撃を行っている。そして、それを、後方支援がB国が行っているとしたら、**A国**に対しては我が国としては個別的自衛権等に基づいて武力の行使を行うことはできますが、**B国**に対してはできないということでございます。

(8月5日 参議院平和安全法制特別委員会)

【出典】平成27年8月5日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議事録(未定稿)を基に福山哲郎事務所作成
平成27年9月11日 参議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 福山哲郎

後方支援する第三国への対応 ②

【高村 国務大臣 答弁】

A国に対するB国の後方支援と我が国の自衛権行使について一般論としてお答えをいたしますと、第三国であるB国がその国の行為として、我が国に対して武力攻撃を行っているA国を支援する活動を行っている場合について、B国のそのような行為が我が国に対する急迫不正の侵害を構成すると認められるときは、我が国は、これを排除するために他の適当な手段がなく、必要最小限度の実力の行使と判断される限りにおいて自衛権の行使が可能である、こういうことでございます。

(H11.4.20 衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会)

【出典】平成11年4月20日 衆議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録を基に福山哲郎事務所作成

平成27年9月11日 参議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 福山哲郎

(小西洋之委員資料)

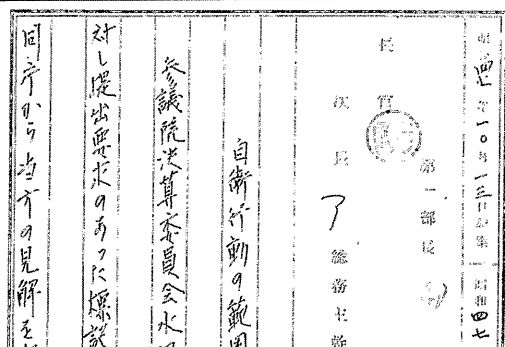
安倍内閣の憲法9条の解釈変更の主張

	自衛権発動の要件	憲法9条の解釈変更
S47年見解以前	<u>個別的自衛権のみ許容の旧三要件</u>	解釈変更は一切なし
S47年見解の作成	<u>限定的な集団的自衛権をも許容する基本的な論理</u> ⇒ 他に「基本的な論理」を認めた政府見解等は一切存在しない (S/15政府答弁書*)	疑問:「論理」を定めた唯一の政府見解が、なぜ、解釈変更ではないのか?
7.1閣議決定	基本的な論理を新三要件に整理し、ホルムズ海峡事例などをあてはめ、限定的な集団的自衛権の論理を初めて使用した	(初の) 解釈変更である ⇒ 「従来の解釈の再整理という意味で憲法解釈の一部変更であり、憲法規範の変更ではない」 (2014/7/15 安倍総理答弁)

平成27年9月11日参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
民主党・新緑風会 小西洋之

出典:小西洋之事務所作成

防衛庁 政府見解 (内閣法制局10月13日協議決裁)



参議院水口宏三議員要求資料
自衛行動の範囲

防衛庁
47.10.14

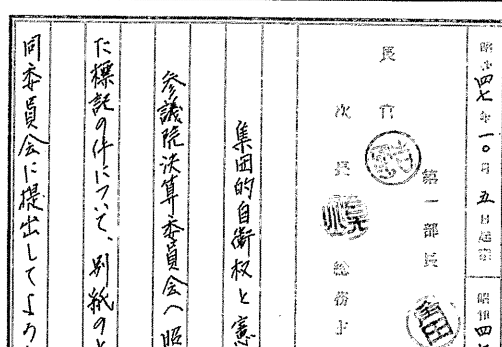
- 1 憲法第9条のもとにおいて許容されている**自衛権の発動**については、政府は、従来からいわゆる**自衛権発動の3要件**(わが国に対する急迫不正な侵害があること、…(略))に該当する場合に限られると解している。

平成27年9月11日参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
民主党・新緑風会 小西洋之

出典:昭和47年政府見解「集団的自衛権と憲法との関係について」原議資料(内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された文書)及び昭和47年10月14日参議院決議委員会提出資料「自衛行動の範囲について」(防衛庁47.10.14)に関する内閣法制局資料より小西洋之事務所作成

「読み替え」を全否定

昭和47年政府見解 (内閣法制局10月7日決裁)



わが国に対する～

外国の武力攻撃によって国民の
生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

同盟国に対する～

読み替え!

7. 1
閣議決定

昭和47年9月14日 吉國長官答弁

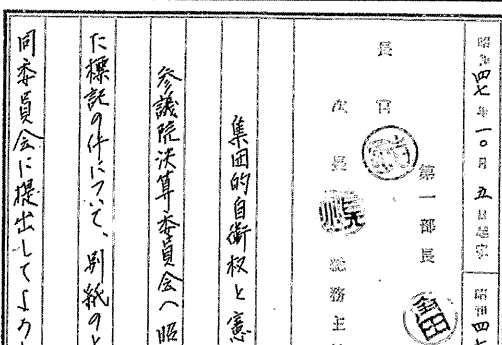
憲法第九条に対する
解釈の論理の根底……

その論理から申しまして、**他国が侵略**されているという事は、**まだ国民の幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではない**ということで、**まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない**

日本への侵略行為が発生して、そこで初めて自衛の措置が発動するのだ

「読み替え」を全否定

昭和47年政府見解 (内閣法制局10月7日決裁)



わが国に対する～

外国の武力攻撃によって国民の
生命等が根底からくつがえされる

わが国に対する～

同盟国に対する～

読み替え!

7. 1
閣議決定

平成27年9月11日参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
民主党・新緑風会 小西洋之

出典:昭和47年9月14日参議院決議委員会吉國長官答弁、昭和47年政府見解「集団的自衛権と憲法との関係について」原議資料(内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された文書)より小西洋之事務所作成

「昭和47年政府見解」作成者の「限定的な集団的自衛権」全否定答弁

■【吉岡長官】参決算委員会 昭和47年09月14日（対 水口宏三議員）

○説明員（吉岡一郎君）・・・外国の侵略が防げないこともあるかもしれない。・・・その防げなかった侵略が現実を超った場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根柢からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のために必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法九条に対する私のこれまでの解釈の論理の根柢でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵害されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない、日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ・・・。

○説明員（吉岡一郎君）・・・わが国は憲法九条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるといことは、どうしても憲法九条をいかに隠んでも隠し切れないうこと、平たく申せばそういうことだろうと思います。憲法九条は戦争放棄の規定でございますけれども、その規定から言って、先ほど来何回も同じような答弁を繰り返して恐縮でございますけれども、わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵害されるといときに、この自衛を防御するために必要措置をとるといのは、憲法九条でかろうじて認められる自衛のための行動だということ・・・。

■【真田次長】参内閣委員会 昭和47年06月12日（対 水口宏三議員）

○政府委員（真田秀夫君）・・・わが国が日本国憲法のもとでいかなる行動がとれるかということ、それは日本国憲法の解釈の問題でございます。それにつきまして非常に限定された形の、つまり先ほど来申しました自衛権行使の三原則、三要件、このもとにおいてのみ行使が許されるだろうというふうに解釈しているわけでございまして、その解釈の結果、振り返ってみますと、それはもう個別的自衛権しか該当しない。これに該当する場合というのは個別的自衛権のことである。つまり第一原則、第一要件が先ほど申しましたように、わが国自身に対して外国から武力攻撃があった場合に云々というものが第一原則でございますから、その原則の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様というのは個別的自衛権に限られると、こういうことになろうかと思ひます。

○政府委員（真田秀夫君）・・・私たちが三原則と言っているのは個別的自衛権の原則だけじゃないかと、集団的自衛権はできることになるんじゃないかというような

御質問があったかと思ひますけれども、私たちはそうじゃございませんで、おおよそわが国が武力行使をできるというのはいまの三原則のもとにおいてのみであると、そこで第一原則が働きまして、結果としてこれは個別的自衛権の態様においてしか武力行使ができないということになると、これは明々白々であらう、こういうふうに考えるわけであります。

【小西解説】「個別的自衛権行使を認める武力行使の三要件以外の、別の武力行使の要件があるのではないか？」という質問と受け止めた上で、三要件以外の（新三要件のような）要件が法理として存在することを明確に否定し、かつ、三要件の第一要件との関係であらゆる集団的自衛権行使を違憲としている。

つまり、昭和47年政府見解について、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」と読み直して新しい別の武力行使の要件（新三要件）を作り出すことを論理として明確に否定しているのである。

■【角田第一部長】衆法務委員会 昭和56年06月03日

○簡答委員・・・外国が侵害を受けている、それが結局日本に対する直接の攻撃とみなされるというような場合は全然ないですか。その結果として日本の国家の存立や何かに関係するという場合でも、日本は何もできないということですか。そんなことはないじゃないですか。そこら辺のところをはっきりしてもらいたい。

○角田（種）政府委員 私は先ほど注意深く申し上げたつもりでございますけれども、わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国の自衛権の発動はないということを示したわけであります。

○角田（種）政府委員・・・集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございまして、ゼロでございます。・・・集団的自衛権は一切行使できない・・・。

○角田（種）政府委員・・・日本の集団的自衛権の行使は絶対できないわけであります・・・。

（※小西注：内閣法制局長官としての答弁である）

■【角田第一部長】衆予算委員会 昭和58年02月22日

○角田（種）政府委員・・・集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしないということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思ひます。したがって、そういう手段をとらない限りできないということになると思ひます。

○市川委員 いまの法制局長官の、わが国の憲法では集団的自衛権の行使はできない、これは政府の解釈である、解釈であるけれども、この解釈をできるという解釈に変わるためには、憲法改正という手段をとらない限りできない、この見解は、外務大臣、防衛庁長官、一致ですか。

○安倍国務大臣 法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川国務大臣 法制局長官の述べたとおりでございます。

平成27年9月11日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 民主党・新緑風会 小西啓之 出席：国会の議録より小西啓之事務所作成

(仁比聡平委員資料)

F-35のアジア・太平洋地域における維持・整備拠点

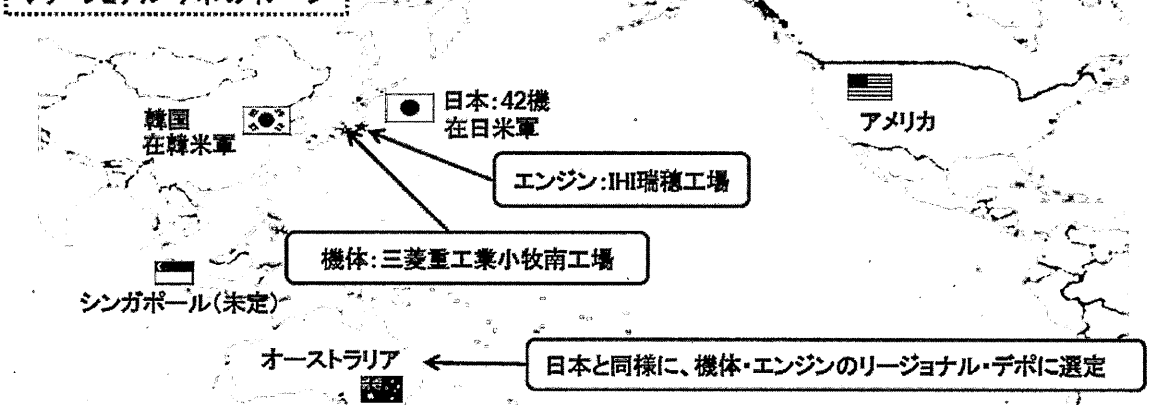
○ 米国政府は、F-35について、「北米・欧州・アジア太平洋」地域において、機体・エンジンを中心とした整備拠点（リージョナル・デポ）を設置することを構想。昨年12月、アジア太平洋地域におけるF-35の整備拠点（リージョナル・デポ）を日本及びオーストラリアに設置することを決定。

（機体のリージョナル・デポ：平成30年初期までに日本及びオーストラリアに設置）

エンジンのリージョナル・デポ：平成30年初期までにオーストラリアに設置し、追加的な必要に対応するため3～5年後に日本にも設置）

○ 日本のリージョナル・デポにおける具体的な整備の対象機や整備の作業内容等については、米国政府等と調整。我が国としては、平成30年度にリージョナル・デポの立ち上げを実施できるよう、平成28年度より、三菱重工業・小牧南工場における必要な施設改修や整備機材の確保を行う予定。

◆リージョナル・デポのイメージ



【資料①】 出典：防衛省資料

2015年9月11日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本共産党 仁比 聡平

9/3 河野統幕長 記者会見より

〔記者〕 オスプレイのリージョナルデポの件なのですが、あれは佐賀空港での受け入れが前提と考えてよろしいですか。

〔統幕長〕 それも、資料にそういう記述があったという前提だと思いますが、今F35のリージョナルデポにつきましては、日本でのことでありました。オスプレイにつきましては、まだ決定致しておりませんので、文書とは別に、この件については検討対象にはなっていないと思っております。

〔記者〕 検討対象の中では、佐賀空港が候補地となっているのですか。

〔統幕長〕 まだそこは、具体的には決まっております。

〔記者〕 佐賀空港では無いということですか。

〔統幕長〕 いえ、決まっております。どこかは、まだ申し上げられませんが。

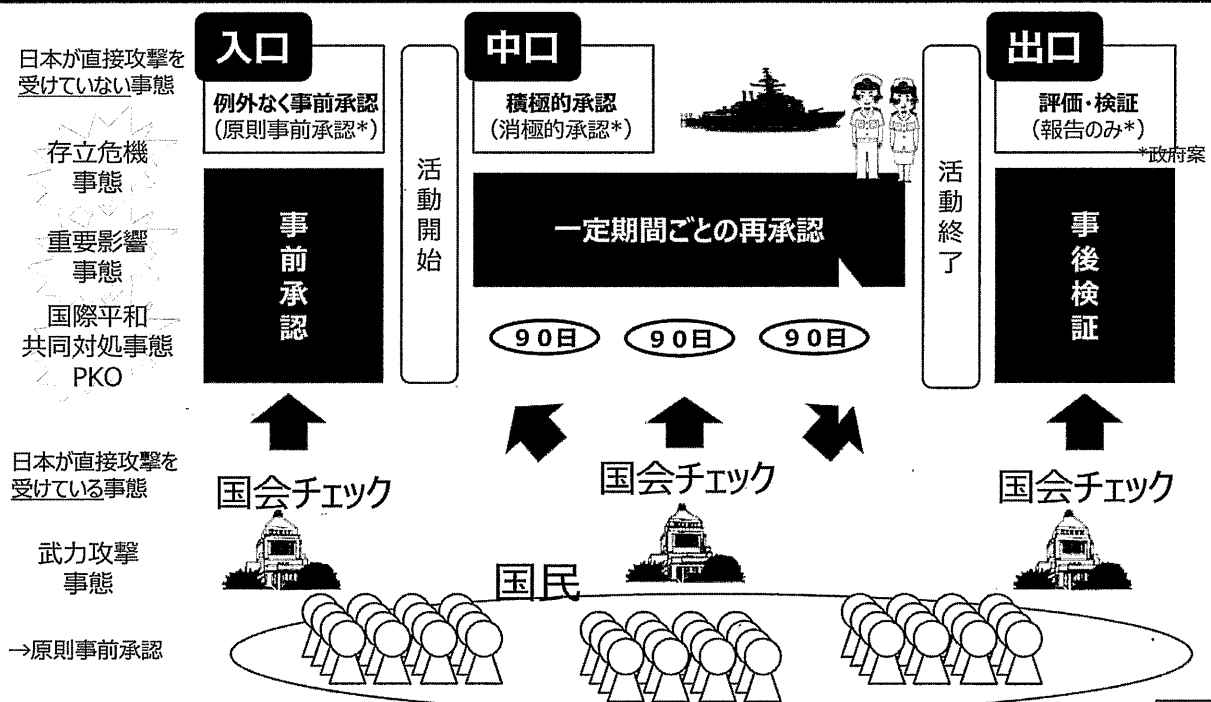
〔資料②〕 出典：防衛省会見資料より仁比事務所作成

2015年9月11日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 日本共産党 仁比 聡平

(山田太郎委員資料)

入口、中口、出口での国会の歯止め

日本を元気にする会

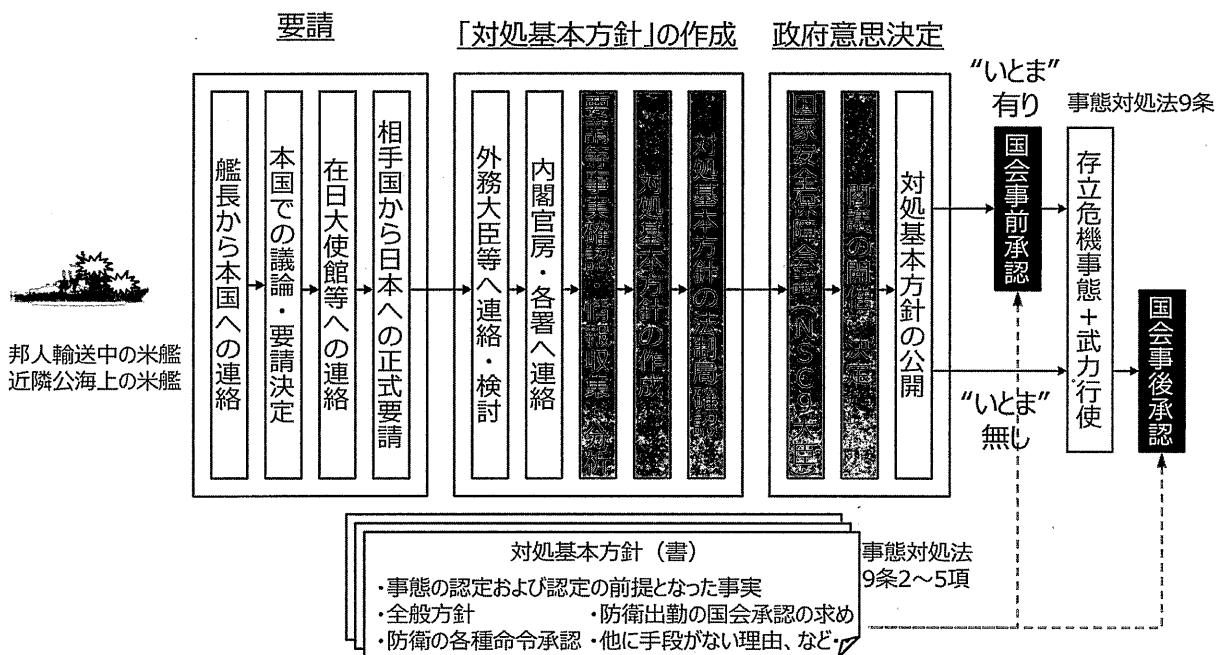


山田太郎事務所作成 2015年9月11日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 山田太郎(日本を元気にする会・無所属会)

日本を元気にする会

隣の米艦を防護するための流れ

日本を元気にする会



山田太郎事務所作成2015年9月11日 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 山田太郎（日本を元気にする会・無所属会）

（荒井広幸委員資料）

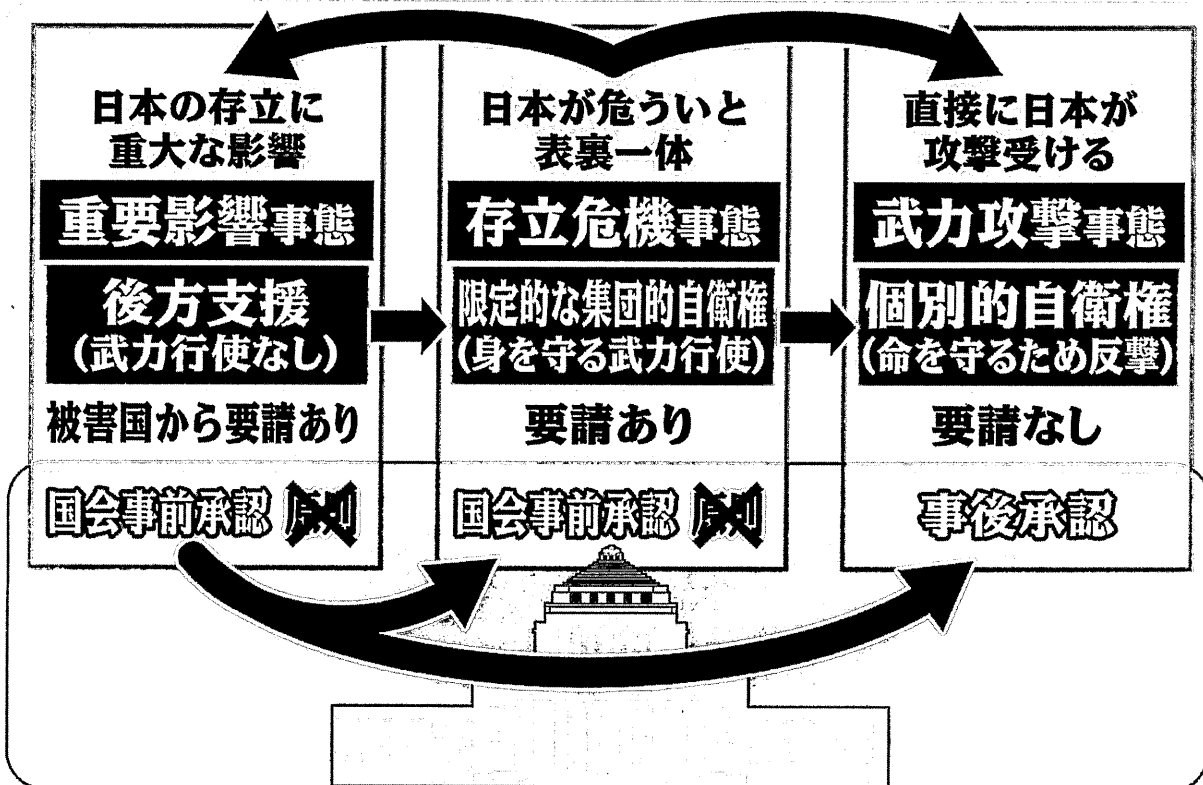
A	B	C	D	E
国際的な平和協力活動	（武力行使を行う）他国軍隊への支援	我が国の武力行使	限定的な集団的自衛権の行使	個別的自衛権の行使
国連が総括しない人道復興支援活動や安全保障活動等 【国際連帯平和安全活動】 有志国による国際的な平和協力活動への参加 医療 インフラ建設（道路） ①道路整備などの人道支援 ②住民保護等の治安維持を可能にする。 ・PKO参加5原則と同様の厳格な原則を作る。	国際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊への後方支援 【国際平和共同対処事態】 多国籍軍攻撃 攻撃 攻撃国 被攻撃国 多国籍軍補給拠点	我が国の平和と安全に資する活動を行う他国軍隊への後方支援 【重要影響事態】 有事 攻撃国 警戒 被攻撃国 米艦支援 朝鮮半島有事などでの米艦支援 補給・輸送などの支援	限定的な集団的自衛権の行使 【存立危機事態】 有事 攻撃国 武力攻撃を受けている米艦の防護 被攻撃国 防衛 機雷掃海 機雷除去 攻撃国が敷設	個別的自衛権の行使 【武力攻撃事態】 攻撃を受ける事態 日本が直接
PKO協力法の改正（改正）	新たな恒久法（一般法）の制定（新法）国際平和支援法	周辺事態法の改正（改正）重要影響事態法	自衛隊法・事態対処法等の改正（改正）	自衛隊法・事態対処法等（現行法）
国会の関与				
2015年3月20日の与党合意では「国会の事前承認を基本とする」としている	2015年3月20日の与党合意では「国会の事前承認を基本とする」としている	2015年3月20日の与党合意では「原則国会の事前承認を要する」という現行法の枠組みを維持する」としている	2015年3月20日の与党合意では「原則国会の事前承認を要する」としている	事前承認（特に緊急の必要があるときは事後承認）
国会の「例外なし」の事前承認とすべき				

平成27年9月11日（金） 参議院 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 新党改革・無所属の会 荒井広幸 作成：荒井広幸事務所

国会承認

	状態等の定義	事前承認の規定(まえ)	事後承認の規定(あと)
○	武力攻撃事態(防衛出動) 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事關対処法 第2条第2号)	対処基本方針には、第1号に掲げる国会の承認の求めを行う場合にあってはその旨を、記載しなければならない。	対処基本方針には、第2号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあってはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。
△	存立危機事態(防衛出動) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態 (事關対処法 第2条第4号)	一 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自衛隊法第76条第1項の規定に基づく国会の承認の求め (事關対処法 第9条第4項本文)	二 自衛隊法第76条第1項の規定に基づき内閣総理大臣が命ずる防衛出動 (事關対処法 第9条第4項ただし書)
×	存立危機事態(対処基本方針全般)		国庫決定があったときは、直ちに、対処基本方針につき、国会の承認を求めなければならない。 (事關対処法 第9条第7項)
△	重要影響事態(対応措置) そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態 (重要影響事關法 第1条)	後方支援活動等の対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。 (重要影響事關法 第5条第1項本文)	ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。 (重要影響事關法 第5条第1項ただし書)
△	PKO(PKF本体業務、安全保障業務) 国際連合平和維持活動又は国際連合平和安全活動のために実施するPKF本体業務(停戦監視、駐留・巡回等)・安全保障業務 (PKO法 第3条)	当該国際平和協力業務に従事する自衛隊の部隊等の海外への派遣の開始前に、実施計画を添えて国会の承認を得なければならない。 (PKO法 第6条第7項本文)	ただし、国会が国会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、派遣の開始後最初に召集される国会において、遅滞なく、その承認を求めなければならない。 (PKO法 第6条第7項ただし書)
◎	国際平和共同対処事態(対応措置) 国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に資与する必要があるもの (国際平和支援法 第1条)	対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならない。 (国際平和支援法 第6条第1項)	

平成27年9月11日(金) 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
新党改革・無所属の会 荒井広幸
作成：荒井広幸事務所



平成27年9月11日(金) 参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会
新党改革・無所属の会 荒井広幸
作成：荒井広幸事務所

【重要影響】安全確保法と国際平和支援法の主な項目の比較

5. 目的・活動	【国連緊急事態対応安全確保法】	【国連平和共同対応法】
目的 ① 自国民（自国民）に対する危害の防止 ② 自国民（自国民）に対する危害の防止 ③ 自国民（自国民）に対する危害の防止	【国連緊急事態対応安全確保法】 そのまま成文すれば、我が国に対する直接の武力攻撃に際するその他の緊急事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	【国連平和共同対応法】 国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対応する活動を行うため、我が国が国際社会の一員として主体的に積極的に参加する必要があるもの
活動 ① 自国民（自国民）に対する危害の防止 ② 自国民（自国民）に対する危害の防止 ③ 自国民（自国民）に対する危害の防止	① 武力支援活動、② 復興援助活動、③ 船舶検査活動、④ その他重要影響事態に对应するため必要な措置	① 武力支援活動、② 復興援助活動、③ 船舶検査活動
協力（協力）支援活動 ① 自国民（自国民）に対する危害の防止 ② 自国民（自国民）に対する危害の防止 ③ 自国民（自国民）に対する危害の防止	【協力支援活動】 国連総会又は安保理の決議がある場合に、国際社会の平和及び安全を脅かす事態に对应するための活動を行う諸外国の軍隊等	① 補給、② 輸送、③ 修理・整備、④ 医療、⑤ 通信、⑥ 空運・海空運、⑦ 基地構築、⑧ 宿泊、⑨ 保管、⑩ 施設の使用、⑪ 訓練業務、⑫ 建設 ※物品の提供には資糧の提供を含まない
活動 ① 自国民（自国民）に対する危害の防止 ② 自国民（自国民）に対する危害の防止 ③ 自国民（自国民）に対する危害の防止	① 補給、② 輸送、③ 修理・整備、④ 医療、⑤ 通信、⑥ 空運・海空運、⑦ 基地構築、⑧ 宿泊、⑨ 保管、⑩ 施設の使用、⑪ 訓練業務、⑫ 建設 ※物品の提供には資糧の提供を含まない	① 補給、② 輸送、③ 修理・整備、④ 医療、⑤ 通信、⑥ 空運・海空運、⑦ 基地構築、⑧ 宿泊、⑨ 保管、⑩ 施設の使用、⑪ 訓練業務、⑫ 建設 ※物品の提供には資糧の提供を含まない
活動 ① 自国民（自国民）に対する危害の防止 ② 自国民（自国民）に対する危害の防止 ③ 自国民（自国民）に対する危害の防止	① 補給、② 輸送、③ 修理・整備、④ 医療、⑤ 通信、⑥ 空運・海空運、⑦ 基地構築、⑧ 宿泊、⑨ 保管、⑩ 施設の使用、⑪ 訓練業務、⑫ 建設 ※物品の提供には資糧の提供を含まない	① 補給、② 輸送、③ 修理・整備、④ 医療、⑤ 通信、⑥ 空運・海空運、⑦ 基地構築、⑧ 宿泊、⑨ 保管、⑩ 施設の使用、⑪ 訓練業務、⑫ 建設 ※物品の提供には資糧の提供を含まない

九月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、領域等の警備に関する法律案（大野元裕君外七名発議）

領域等の警備に関する法律案
領域等の警備に関する法律

第一条 この法律は、警察機関及び自衛隊が事態に應じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めることにより、領域等における公共の秩序を維持し、もつて国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 領域等 我が国の内水、我が国の領海及びその周辺の政令で定める海域並びに我が国の領域のうち国境周辺の離島その他の政令で定める陸域をいう。

二 警察機関 警察及び海上保安庁をいう。

三 領域警備区域 第五条第一項の規定により指定された区域をいう。

(基本原則)

第三条 領域等における公共の秩序の維持のための活動は、警察機関をもつて行うことを基本とし、警察機関をもつては公共の秩序を維持することができないと認められる事態が発生した場合には、自衛隊が、警察機関との適切な役割分担を踏まえて、当該事態に対処するものとす

2 警察機関、自衛隊その他の関係行政機関は、領域等における公共の秩序の維持に關し、必要かつ十分な体制を維持しつつ、正確な情報を共有する等相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

3 この法律の施行に当たっては、関係行政機関の活動により事態が更に緊迫することのないよう留意するとともに、この法律に基づき実施する措置は、対処することが必要な行為に対して均衡のとれた対抗措置として相当と認められる範囲内において行われなければならない。

4 この法律の施行に当たっては、我が国

した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(領域警備基本方針)

第四条 政府は、五年を一期として、領域等の警備に関する基本的な方針（以下「領域警備基本方針」という。）を定めるものとする。

2 領域警備基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 領域等の警備に関する基本的な事項

二 警察機関の領域等の警備に関する能力の強化のための基本的な事項

三 警察機関、自衛隊その他領域等における公

四 共の秩序の維持に当たる関係機関の連携に関する基本的な事項

領域警備区域に関する次に掲げる通則的事

項

イ 次条第一項の規定による指定の基準その他当該指定の基本的な方針

口 各領域警備区域において共通して実施す

る活動に関する事項

ハ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第七十八条第一項及び第八十一条第二

項に規定する出動(第八条第一項において「治安出動」という。)の命令並びに同法第七十九条第一項に規定する出動待機命令(第八条第二項において「治安出動待機命令」と

いう。及び同法第八十二条に規定する行動（第八条第二項において「海上警備行動」という。）の承認に係る手続に関する事項

二 第十条に規定する船舶の航行に関する通報に関する事項

五 領域警備区域の実情に応じ、前号ロに規定する活動以外の活動を実施することがある場合は、その活動に関する事項

六 その他領域等の警備に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、領域警備基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、領域警備基本方針に基づく措置の実施前に、当該領域警備基本方針につき、国会の承認を得なければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、領域警備基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の規定に基づく領域警備基本方針の承認があつたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、領域警備基本方針の変更について準用する。この場合において、第四項中「領域警備基本方針に基づく措置の実施前に、当該領域警備基本方針」とあるのは、「当該変更後の領域警備基本方針」とする。

（領域警備区域）

第五條 内閣総理大臣は、領域等のうち、武装していることが疑われる者による不法行為が行われる事態その他やむを得ず実力の行使を伴う対処が必要となる事態であつて、警察機関の配置の状況、本土からの距離その他の事情により適切な対処に支障を生ずるものが発生するおそれのある区域について、二年以内の期間を定め、告示をもつて領域警備区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をするには、国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会の間で協議をさせた上で、閣議の決定を経なければならない。

3 指定は、第一項の告示があつた日から、その効力を生ずる。

4 内閣総理大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る告示の日から二十日以内に国会に付議して、当該指定につき、国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定に基づく指定の承認があつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

6 第四項の規定に基づく指定の承認の求めに対し、不承認の議決があつたときは、当該指定は、将来に向かってその効力を失う。

7 内閣総理大臣は、領域警備区域についてその指定の必要がなくなつたと認めるときは、告示をもつて当該指定を解除しなければならない。

8 第六項に規定する場合又は前項の規定による指定の解除があつた場合は、当該区域に係る第七條第一項、第八條又は第十條の規定の適用を受けて行われる措置は、速やかに、終了されなければならない。

（対処要領）

第六條 国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会は、領域警備基本方針に基づき、領域警備区域ごとに、当該領域警備区域において治安を維持するための行動準則について定めた対処要領を定め、内閣総理大臣の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、同項の対処要領の変更について準用する。

（領域警備行動）

第七條 防衛大臣は、領域警備区域における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため領域警備区域における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、自衛隊の部隊に対し、前条第一項の対処要領に基づき、情報の収集、不法行為の発生予防及び不法行為への対処その他の必要な措置を講じさせることができる。

きる。

2 防衛大臣は、前項の措置のうち海域に係るものを講じさせるには国土交通大臣の意見を、同項の措置のうち陸域に係るものを講じさせるには国家公安委員会の意見（当該陸域が海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十八條の二第一項に規定する離島である場合には、国土交通大臣及び国家公安委員会の意見を、それぞれ聴かなければならない。）を、それぞれ聴かなければならない。

3 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第二条並びに第六條第一項、第三項及び第四項の規定は警察官又は海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第二十八條の二第一項の規定による措置の職務に従事する自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替へるものとする。

4 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第五條及び第七條の規定は、第一項の規定による措置の職務に従事する自衛官の職務の執行について準用する。

5 海上保安庁法（第十六号）第六條第一項及び第十八條の規定は、第一項の規定による措置の職務に従事する海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

6 自衛隊法（第八十九号）第二項の規定は、第四項において準用する警察官職務執行法（第七條）の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

（治安出動等の手続の特例）

第八條 内閣総理大臣が領域警備区域について自衛隊及び領域警備基本方針の定めるところにより治安出動を命ずる場合においては、その命令は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第四條第一項の規定による閣議の決定に基づくものとみなす。

2 内閣総理大臣が領域警備区域について自衛隊法及び領域警備基本方針の定めるところにより防衛大臣が発し、又は命ずる治安出動待機命令又は海上警備行動を承認する場合においては、その承認は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第四條第一項の規定による閣議の決定に基づくものとみなす。

（警戒監視の措置）

第九條 防衛大臣は、領域等における公共の秩序の維持を図るため、自衛隊の部隊に対し、必要な情報の収集その他の警戒監視の措置を講じさせることができる。

（船舶の航行に関する通報）

第十條 海上保安庁長官は、領域警備区域（我が国の内水又は領海である区域に限る。）内の特定の海域において、公共の秩序を維持するため特に必要があると認めるときは、告示により、当該特定の海域の範囲及び期間を定めて、当該特定の海域を航行しようとする船舶（軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。以下この条において同じ。）の船長等（船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいう。以下この条において同じ。）に対し、事前に当該船舶の名称、船籍港、船長等の氏名、目的港又は目的地その他の国土交通省令で定める事項を最寄りの海上保安庁の事務所に通報することを求めることができる。

2 前項の規定による船舶の船長等の通報は、当該船舶の所有者又は船長等若しくは所有者の代理人もすることができる。

（適切な連絡体制の構築等）

第十一條 政府は、領域等の警備に関し実施する活動に伴い不測の事態が発生することを防止するため、各国政府との間で、国の防衛に関する職務を行う当局、海上における公共の秩序の維持に関する職務を行う当局その他の関係行政機関相互間の意思疎通と相互理解の増進、安全保障の分野における信頼関係の強化及び交流の推進、緊急時の連絡体制の構築その他の必要な措

置を講ずるよう努めるものとする。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に
関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「海賊対処行動」の下に
「、第八十二條の二の二第一項の規定による海
上における警備準備行動」を、「原子力災害派
遣」の下に「、第八十四條の三の二の規定による
領域警備行動」を加える。

第八十二條の二の次に次の一条を加える。

(海上における警備準備行動)

第八十二條の二の二 防衛大臣は、国土交通大
臣から自衛隊の部隊に海上保安庁が行う警備
を補充させるよう要請があつた場合におい
て、海上における人命若しくは財産の保護又
は治安の維持のため海上における警備をあら
かじめ強化しておく必要があると認めるとき
は、自衛隊の部隊に対し、海上において海上
保安庁が行う警備を補充するための行動(次
項において「海上における警備準備行動」とい
う。)をとることを命ずることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定により自衛隊の部
隊に対し海上における警備準備行動をとるこ
とを命じたときは、速やかにその旨を内閣に
報告しなければならない。

第八十四條の三の次に次の二條を加える。

(領域警備行動)

第八十四條の三の二 防衛大臣は、領域等の警
備に関する法律(平成二十七年法律第
号)の定めるところにより、自衛隊の部隊に
よる領域警備行動を行わせることができる。

(警戒監視の措置)

第八十四條の三の三 防衛大臣は、領域等の警
備に関する法律の定めるところにより、自衛
隊の部隊に対し、警戒監視の措置を講じさせ
ることができる。

第八十六條中「又は第八十三條の三を」、「第
八十三條の三又は第八十四條の三の二」に改め、
「場合」の下に「同條の規定により行動する場合
にあつては、陸域において行動する場合に限
る。」を加える。

第九十三條の二の次に次の一条を加える。

(海上における警備準備行動の際の権限)

第九十三條の二の二 海上保安庁法第十六條の
規定は、第八十二條の二の二第一項の規定に
より行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹
以上の自衛官の職務の執行について、同法第
十七條第一項及び第十八條の規定は、海上保
安庁がその場にいない場合に限り、第八十二
條の二の二第一項の規定により行動を命ぜら
れた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職
務の執行について準用する。

2 第八十二條の二の二第一項の規定により行
動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該職務
を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該
職務に従事する隊員又は当該職務を行うに伴
い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体
の防護のためやむを得ない必要があると認め
る相当の理由がある場合には、その事態に応
じ合理的に必要と判断される限度で武器を使
用することができる。ただし、刑法第三十六
條又は第三十七條に該当する場合のほか、人
に危害を与えてはならない。

第九十四條の五の次に次の一条を加える。

(領域警備行動の際の権限)

第九十四條の五の二 第八十四條の三の二に規
定する領域警備行動の職務に従事する自衛官
は、領域等の警備に関する法律の定めるとこ
ろにより、同法の規定による権限を行使する
ことができる。

(国家安全保障會議設置法の一部改正)

第三条 国家安全保障會議設置法(昭和六十一年
法律第七十一号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項中第十一号を第十二号とし、第
十号の次に次の一号を加える。

十一 領域等(領域等の警備に関する法律(平
成二十七年法律第 号)第二條第一号
に規定する領域等をいう。第九條の二第一
項において同じ。)における公共の秩序の維
持に係る自衛隊の行動に関する重要事項
第二條第二項中「及び第十号」を、「第十号及
び第十一号」に改める。

第五條第一項第一号中「第十一号」を「第十二
号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二條第一項第十一号に掲げる事項 国
土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び
国家公安委員会委員長
第九條の次に次の一条を加える。

(領域警備事態連絡調整會議)

第九條の二 會議に、領域等における公共の秩
序の維持に関し、會議の審議に必要な情報を
収集するとともに、関係行政機関が相互に適
切に連携を図りながら協力することを確保す
るため、領域警備事態連絡調整會議を置く。
2 前條第三項から第五項までの規定は、領域
警備事態連絡調整會議について準用する。

平成二十七年十月十四日印刷

平成二十七年十月十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F